

国の施策・制度・予算に対する

提言・要望書

重点項目



令和6年11月

福岡県
福岡県議会

目 次

■内閣官房（新しい地方経済・生活環境創生）	1
1 世界遺産の保存活用に向けた取組の充実・強化	1
■デジタル庁	1
1 社会保障・税にかかわる番号制度	1
2 eLTAX を活用した公金収納に必要なシステム改修経費等に対する財政支援	1
3 警察業務のデジタル化施策推進への支援	2
■内閣府（防災）	2
1 災害援護資金貸付金の改善	2
2 災害時の福祉支援に対する財政措置の充実	2
3 災害対策の充実	2
■内閣府（地方創生）	3
1 先端成長産業育成等への支援強化	3
2 新型コロナ感染拡大防止に係る時短要請等に伴う協力金制度への財政措置	3
3 移住・定住の促進、関係人口の創出	4
4 地方におけるワンヘルスの普及・啓発に関する取組への支援	4
5 過疎地域における施策の推進（山村振興関連・棚田地域）	4
■内閣府（経済財政政策）	4
1 就職氷河期世代に対する支援の継続	4
■内閣府（男女共同参画）	4
1 女性の活躍を促進する取組の充実・強化	4
2 困難な問題を抱える女性への支援	5
■内閣府（原子力防災）	5
1 東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえた原子力災害対策	5
2 東京電力福島第一原子力発電所事故対応と原子力発電所の安全対策	5
■内閣府（消費者庁）	6
1 地方消費者行政に係る財政措置の充実・強化	6
■内閣府（こども家庭庁）	6
1 インターネットを介した青少年犯罪被害等への対策	6
2 社会的養育の推進のための支援の充実	6
3 ひとり親家庭や低所得子育て世帯への支援	6
4 子どもを事件・事故から守る対策の充実	7
5 子育て支援策の充実	7
6 医療的ケア児支援の制度の充実、財政措置	7
7 保育施策の充実・強化	7

8	保育所等の老朽化等に伴う施設整備	8
9	児童福祉施設の施設整備への財政支援の拡充	8
10	不妊治療に関する更なる助成制度の拡充	9
11	新生児スクリーニング検査の充実	9
12	放課後児童クラブに対する支援の充実	9
13	子ども・若者育成支援施策推進のための財政措置	9
14	こども家庭センターの機能強化に向けた財政措置の拡充	9
15	高等教育の修学支援新制度に係る事務費の確保	10
■	内閣府（個人情報保護委員会）	10
1	人権施策の推進（同和問題をはじめとする人権問題の解決）	10
■	内閣府（共生・共助）	11
1	人権施策の推進（同和問題をはじめとする人権問題の解決）（再掲）	11
■	総務省	12
1	インターネットを介した青少年犯罪被害等への対策（再掲）	12
2	子どもを事件・事故から守る対策の充実（再掲）	13
3	人権施策の推進（同和問題をはじめとする人権問題の解決）（再掲）	13
4	移住・定住の促進、関係人口の創出（再掲）	14
5	5G基地局、光ファイバー網の整備	14
6	EBPMの推進	14
7	パークアンドライドの促進	15
8	鉄道の安全輸送に関する予算の確保	15
9	鉄道の豪雨対策の促進に係る税制措置	15
10	世界遺産の保存活用に向けた取組の充実・強化（再掲）	15
11	史跡に係る特別交付税算定方法の見直し	15
12	社会保障・税にかかわる番号制度（再掲）	16
13	地方公共団体情報システム標準化対応に係る財政措置	16
14	デジタル人材の確保・育成	16
15	「平成の合併」後の市町村の実態を反映した地方交付税の算定	16
16	個人事業税の課税対象業種の見直し	17
17	納税証明書の交付事務の電子化	17
18	eLTAX を活用した公金収納に必要なシステム改修経費等に対する財政支援（再掲）	17
19	公金収納等事務に対する財政措置	17
20	防災・減災、国土強靱化を推進するための国の体制強化	17
21	国の技術職員による被災市町村への支援	18
22	公共施設の防災対策等のための地方債の拡充・延長	18

■総務省（消防庁）	18
1 弾道ミサイル落下時の情報伝達手段ととるべき行動の国民への継続的な周知	18
2 災害対策の充実（再掲）	19
■法務省	19
1 暴力団壊滅に向けた取組の推進	19
2 性暴力根絶対策の推進	20
3 犯罪被害者支援の推進	20
4 人権施策の推進（同和問題をはじめとする人権問題の解決）（再掲）	20
5 ひとり親家庭や低所得子育て世帯への支援（再掲）	21
6 看護職員人材の確保に向けた外国人准看護師の活動制限等の撤廃	22
■文部科学省	22
1 物価高騰に伴う学校給食等の保護者負担の軽減	22
2 様々な不安やストレスを抱える児童生徒の心のケア	22
3 高校生等奨学給付金制度の見直し	22
4 高等学校等就学支援金制度の拡充	22
5 高等学校等専攻科の生徒への修学支援の拡充	22
6 私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援の拡充	23
7 フリースクール等を利用する不登校児童生徒への支援	23
8 教職員定数改善計画の早期策定	23
9 教員不足の解消に向けた人材確保	23
10 教員確保等に関する私立高等学校等への支援	23
11 栄養教諭を中核とした食育指導体制の強化	23
12 高等学校における「普通教育を主とする学科」の弾力化に伴う教員の配置のための財源確保	24
13 私立学校施設の耐震化の促進	24
14 公立学校施設の空調設備の整備に係る必要な財源の確保	24
15 公立専門高校における産業教育設備の整備に係る財政支援	24
16 高等学校におけるDX推進の取組に必要な財源の確保	24
17 高等学校における情報教育の充実	25
18 高等学校等におけるICT教育の推進	25
19 私立学校におけるICT環境の整備・活用	25
20 過疎高等学校特別経費の補助要件の見直し	25
21 私立幼稚園の熱中症対策への支援の拡充	25
22 特別支援学校における通学バスに係る財源保障の強化	25
23 特別支援教育支援員の配置に係る財政措置の拡充	26
24 子どもを事件・事故から守る対策の充実（再掲）	26

25	地域学校協働活動の取組に係る支援の充実	26
26	人権施策の推進（同和問題をはじめとする人権問題の解決）（再掲）	26
27	先端成長産業育成等への支援強化（再掲）	28
28	国際リニアコライダー（ILC）計画に関する調査・検討の実施	28
■文部科学省（文化庁）		28
1	世界遺産の保存活用に向けた取組の充実・強化（再掲）	28
2	宗教法人の解散手続きの簡素化	28
3	暴力団壊滅に向けた取組の推進（再掲）	29
4	部活動の地域クラブ活動への移行の推進	29
■文部科学省（スポーツ庁）		29
1	スポーツ大会に係る開催支援の拡充	29
2	部活動の地域クラブ活動への移行の推進（再掲）	30
■厚生労働省		30
1	国民健康保険制度の安定的運営の確保	30
2	マイナンバーカードと健康保険証の一体化	31
3	後期高齢者医療制度の円滑な運営	31
4	介護保険制度の安定的運営の確保	31
5	介護保険地域支援事業の円滑な実施のための財政措置	31
6	利用者等からの暴力・ハラスメント対策としての複数名訪問加算に関する診療報酬及び介護報酬の制度の見直しについて	31
7	介護人材の確保	32
8	福祉人材確保事業に係る財政措置	32
9	難病対策の円滑な運営	32
10	予防接種の充実	32
11	アピアランスケアの充実	33
12	骨髄ドナー特別休暇制度の普及拡大、休業補償制度の創設及び十分な財源の確保	33
13	地域医療介護総合確保基金の十分な財源の確保等	33
14	医療提供体制推進事業費補助金（統合補助金）及び医療提供体制施設整備交付金（ハード交付金）の十分な財源の確保	33
15	災害拠点病院等の耐震化整備への財政措置	33
16	医療機関の浸水対策等の充実	34
17	地方の意見を踏まえた地域医療構想の推進	34
18	看護職員人材の確保に向けた外国人准看護師の活動制限等の撤廃（再掲）	34
19	障がい福祉制度の改革	34
20	障がいのある人の就労支援体制の充実・強化	35

2 1	重度障がい者に対する経済的支援の充実	35
2 2	医療的ケア児支援の制度の充実、財政措置（再掲）	35
2 3	特別障害者手当・障害児福祉手当の障害程度認定基準	35
2 4	障がい者支援施設の老朽化等に伴う施設整備	36
2 5	隣保館等の老朽化に伴う財政措置	36
2 6	地域生活支援拠点等の整備・運営への財政措置	36
2 7	地域生活定着促進事業に対する安定的な財政支援	36
2 8	障がい者手帳とマイナンバーカードとの一体化	37
2 9	子育て支援策の充実（再掲）	37
3 0	きめ細かな雇用対策の充実・強化	37
3 1	受講促進に繋げる職業訓練の充実・強化	37
3 2	自立相談支援機関の機能強化に対する財政支援	38
3 3	困難な問題を抱える女性への支援（再掲）	38
3 4	人権施策の推進（同和問題をはじめとする人権問題の解決）（再掲）	38
3 5	納骨堂の老朽化に伴う財政措置	39
3 6	地方におけるワンヘルスの普及・啓発に関する取組への支援（再掲）	39
■	農林水産省	40
1	適切な価格転嫁に向けた対策の推進	40
2	次期基本計画に対するワンヘルスの理解と推進	40
3	災害復旧・復興に向けた支援の継続と充実	40
4	農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化に対する支援の充実	40
5	水田農業振興対策の充実強化	41
6	畜産の競争力強化に向けた支援の充実	41
7	キウイフルーツかいよう病対策の充実強化	41
8	果樹・茶の改植に対する支援の充実	42
9	花きの需要喚起、消費拡大対策の強化	42
1 0	6次産業化の取組拡大に向けた支援の充実	42
1 1	G A Pの推進に向けた支援の充実	42
1 2	海外品種登録の推進	42
1 3	新規就農者の定着に向けた支援の継続	42
1 4	女性の経営参画に向けた支援の充実	42
1 5	家畜伝染病の発生予防、人と動物の共通感染症対策の充実強化	43
1 6	鳥獣被害対策の充実強化	43
1 7	収入保険制度の充実強化	43
1 8	特別栽培農産物の流通促進対策の充実強化	43
1 9	日本型直接支払制度の充実強化	44

2 0	農業協同組合の経営基盤の充実強化.....	44
2 1	農地転用許可制度の見直し.....	44
2 2	農地法制の見直しに係る地方への配慮.....	45
2 3	農山漁村振興交付金「最適土地利用総合対策」の要件緩和.....	45
2 4	過疎地域における施策の推進（山村振興関連・棚田地域）（再掲）.....	45
2 5	国営施設機能保全事業の推進.....	45
2 6	農用地土壌汚染対策に向けた支援の継続.....	45
2 7	農業水利施設の適正管理に向けた支援の充実.....	46
2 8	ため池等防災対策の充実強化.....	46
2 9	流域治水対策の充実強化.....	46
3 0	森林・林業・木材産業のグリーン成長に向けた支援の充実.....	46
3 1	林業における担い手確保対策の充実強化.....	47
3 2	森林・山村多面的機能発揮対策の充実強化.....	47
3 3	竹材の新たな用途開発の推進.....	47
3 4	松くい虫被害対策の推進.....	47
3 5	土地取引の規制を含む法令の整備.....	47
3 6	埋設2，4，5—T系除草剤の処理の推進.....	48
3 7	有明海再生対策の充実強化.....	48
3 8	有明海の環境変化の原因究明調査の実施.....	48
3 9	漁業における担い手確保対策の充実強化.....	48
4 0	新たな資源管理制度への移行に向けた支援の充実.....	48
4 1	離島漁業再生支援交付金制度の充実強化.....	49
4 2	ノリ輸入制度の堅持.....	49
4 3	漁場のゴミ処理及び海底の堆積物処理対策の推進.....	49
4 4	地方におけるワンヘルスの普及・啓発に関する取組への支援（再掲）.....	49
■経済産業省		49
1	地域に根差した中小企業・小規模事業者対策の充実・強化.....	49
2	中小企業の資金繰り支援.....	50
3	中小企業における設備投資促進、製品開発支援の環境整備.....	50
4	先端成長産業育成等への支援強化（再掲）.....	50
5	電動車の早期普及に向けた取組の促進.....	51
6	観光振興に向けた取組の推進.....	51
7	竹材の新たな用途開発の推進（再掲）.....	51
8	地域経済を牽引する企業の更なる成長の促進.....	51
■経済産業省（資源エネルギー庁）		51
1	地域間連系線の早期増強及び蓄電池の導入拡大等への支援.....	51

2	脱炭素電力を活用した産業集積への支援.....	52
3	安価で安定的な、環境にも配慮したエネルギー供給体制の構築.....	52
4	省エネルギー対策への支援制度の充実.....	52
5	東京電力福島第一原子力発電所事故対応と原子力発電所の安全対策（再掲）.....	52
■	国土交通省	52
1	国道 201 号八木山バイパスの早期 4 車線化.....	52
2	国道 201 号香春-行橋の早期事業化.....	53
3	高規格道路等の整備推進.....	53
4	安定的な物流確保に必要な幹線道路の重要物流道路への追加指定.....	53
5	直轄事業と連携する道路整備等の交付金制度拡充.....	53
6	大規模災害に備える道路網の確実な整備.....	53
7	九州大学学術研究都市構想に基づく関連道路整備の推進.....	54
8	道路防災事業の推進.....	54
9	道路施設の老朽化対策の推進.....	54
10	道路施設の震災対策の推進.....	54
11	交通安全事業の推進.....	54
12	自動運転移動サービスの実現・普及に向けた取組の推進.....	55
13	自転車活用の推進.....	55
14	災害に強い河川整備の推進.....	55
15	津波・高潮対策の推進.....	55
16	河川施設の老朽化対策の推進.....	55
17	公共施設の防災対策等のための地方債の延長・拡充.....	56
18	下水道事業の推進.....	56
19	水道施設整備費国庫補助等予算の確保と制度の充実・強化.....	56
20	福岡導水施設地震対策事業の促進.....	56
21	筑後川水系ダム群連携事業の推進.....	56
22	土地取引の規制を含む法令の整備（再掲）.....	57
23	土砂災害対策の推進.....	57
24	砂防関係施設の老朽化対策の推進.....	57
25	重要港湾苅田港・三池港の機能強化.....	57
26	港湾施設の老朽化対策並びに防災・減災の推進.....	57
27	世界遺産である三池港の管理保全支援.....	58
28	日本海側の拠点としての北九州港・博多港の機能強化.....	58
29	世界遺産である官営八幡製鐵所等の管理保全支援.....	58
30	「コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくり」と「まちの賑わい創出」につ ながらる施策の推進	58

3 1	街路事業の推進	58
3 2	都市公園事業の推進	59
3 3	パークアンドライドの促進（再掲）	59
3 4	盛土規制法の施行に伴う基礎調査に必要な支援	59
3 5	住宅・建築物の耐震化の推進	59
3 6	住宅セーフティネット機能の確保・強化	59
3 7	住環境整備・住宅市街地整備の推進	60
3 8	住宅ストックの有効活用	60
3 9	公営住宅の災害時の宅地復旧に関する支援	60
4 0	省エネルギー対策への支援制度の充実（再掲）	60
4 1	防災・減災、国土強靱化を推進するための国の体制強化（再掲）	60
4 2	国の技術職員による被災市町村への支援（再掲）	61
4 3	公共交通施設のバリアフリーの推進	61
4 4	障がい者福祉施策の充実	61
4 5	地籍調査事業の推進	61
4 6	鉄道の整備推進	61
4 7	鉄道の安全輸送に関する予算の確保（再掲）	62
4 8	鉄道の豪雨対策の促進に係る税制措置（再掲）	62
4 9	ライドシェアの検証	62
■	国土交通省（観光庁）	62
1	観光振興に向けた取組の推進（再掲）	62
■	環境省	62
1	災害時におけるペット救護対策	62
2	地球温暖化対策の推進	63
3	省エネルギー対策への支援制度の充実（再掲）	63
4	電動車の早期普及に向けた取組の促進（再掲）	63
5	気候変動適応策の推進	63
6	高濃度光化学オキシダントなどの越境大気汚染対策の推進	64
7	地方公共団体における石綿（アスベスト）飛散防止対策への支援強化	64
8	有機フッ素化合物（P F A S）対策の推進	64
9	廃棄物処理施設の建設、維持管理、解体に係る財政支援制度の充実	64
1 0	安定型最終処分場の規制強化	65
1 1	産業廃棄物処分業における経理的基礎に係る基準の厳格化及び積立金制度の創設	65
1 2	P C B廃棄物の早期処理に向けた取組の強化	65
1 3	海岸漂着物等対策の推進	66

14	漁場のゴミ処理及び海底の堆積物処理対策の推進（再掲）	66
15	浄化槽による汚水処理の推進	66
16	特定外来生物の防除の推進	67
17	自然公園等整備事業（自然環境整備交付金）の拡充	67
18	安価で安定的な、環境にも配慮したエネルギー供給体制の構築（再掲）	67
19	太陽光パネルリサイクル等に対する制度創設	68
20	地方公共団体における食品ロス削減推進計画に係る支援強化	68
21	プラスチック資源循環に係る支援強化	68
22	地方におけるワンヘルスの普及・啓発に関する取組への支援（再掲）	68
■環境省（原子力規制庁）		69
1	東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえた原子力災害対策（再掲）	69
2	東京電力福島第一原子力発電所事故対応と原子力発電所の安全対策（再掲）	69
3	放射線モニタリング体制の強化	69
■防衛省		70
1	佐賀空港へのオスプレイ等の配備計画	70
■国家公安委員会		70
1	暴力団壊滅に向けた取組の推進（再掲）	70
■警察庁		71
1	治安基盤の充実強化	71
2	捜査基盤の充実強化	71
3	暴力団壊滅に向けた取組の推進（再掲）	71
4	警察業務のデジタル化施策推進への支援（再掲）	72
5	ヘリコプターテレビシステムの整備	72
6	犯罪被害者支援の推進（再掲）	72
7	子どもを事件・事故から守る対策の充実（再掲）	72
8	ストーカー対策の強化	72

■内閣官房（新しい地方経済・生活環境創生）

1 世界遺産の保存活用に向けた取組の充実・強化

【所管省庁 文部科学省（文化庁）、内閣官房（新しい地方経済・生活環境創生）、総務省】
世界遺産「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」及び『『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群』の保存活用に関するさらなる技術的支援・財政的支援を行うこと。

■デジタル庁

1 社会保障・税にかかわる番号制度

【所管省庁 総務省、デジタル庁】

- （１）番号制度の導入及び運営に係る経費は原則として国が負担し、地方に新たな経費負担が生じないようにすること。
- （２）マイナンバーカードの利便性向上を図るとともに、カードの円滑な交付のための対策を継続して行うこと。なお、健康保険証との一体化にあたっては、国民に混乱が生じないよう、課題への対応を確実に図ること。
- （３）番号制度の円滑な実施のためには国民の認知・理解をより深めることが不可欠であり、情報漏洩や不正利用に係る不安を払拭できるよう、制度の安全性や信頼性などの周知・広報を継続して行うこと。
- （４）公的個人認証サービスにおける基本４情報の金融機関等への提供については、本人の同意なしには実施されないことなど、制度の安全性や信頼性などの周知・広報を丁寧に行うこと。

2 eLTAX を活用した公金収納に必要なシステム改修経費等に対する財政支援

【所管省庁 総務省、デジタル庁】

「規制改革実施計画」では、遅くとも令和８年９月までに eLTAX（地方税共同機構が運用している地方税ポータルシステム）を活用した公金収納を開始することとされているが、地方自治体がこの取扱いを行うために必要な収納管理システム改修経費等について、財政支援を行うこと。

3 警察業務のデジタル化施策推進への支援

【所管省庁 警察庁、デジタル庁】

- (1) 警察業務のデジタル化施策を推進する上で、多額の費用を要する「県民の利便性や業務の合理化・高度化に資する各種システムの導入経費」や「デジタル基盤構築に必要なパソコン等機器の整備経費」などに対し、国庫補助金や交付金により財政的支援を行うこと。
- (2) 部内向け業務に関するデジタル化施策に対し、技術的支援や補助金による財政的支援を行うこと。
- (3) 生成AI等先端技術の活用を推進するため、全国的な展開が見込まれる技術に対して、国が必要な財政措置を行うこと。

■内閣府（防災）

1 災害援護資金貸付金の改善

【所管省庁 内閣府（防災）】

災害援護資金貸付金の貸付限度額の引上げ、所得制限の撤廃等貸付条件の改善を行うこと。

2 災害時の福祉支援に対する財政措置の充実

【所管省庁 内閣府（防災）】

被災地において、福祉・介護等の専門職員からなる災害派遣福祉チーム（DWAT）が行う要配慮者に対する相談援助や介護等の支援、並びに、災害ボランティアセンターの活動が、災害救助法に基づく救助として円滑・迅速に実施されるよう、同法に明確に位置付けること。

3 災害対策の充実

【所管省庁 内閣府（防災）、総務省（消防庁）】

平成29年7月九州北部豪雨、平成30年7月豪雨、令和2年7月豪雨、令和3年8月11日からの大雨、令和5年梅雨前線豪雨などによる甚大な被害、令和6年能登半島地震の検証や南海トラフ地震の被害想定を踏まえ、地域の防災基盤や防災力を強化するとともに、災害関連死を一人も出さない安全で快適な避難生活のための支援策を講じること。

- (1) 防災拠点となる市町村庁舎の耐震化、指定避難所の環境整備及び情報伝達手段の多重化等を推進するため、緊急防災・減災事業債の恒久化又は新たな事業債の創設を図ること。
- (2) 被災者に配慮した避難所運営を行うために必要な資材の整備、自主防災組織の育成など地域防災力の向上にかかる費用に対し、補助金や特別交付税等の確実な財政措置を講じること。

(3) 女性の視点に立った地域防災力の向上や避難所運営の環境改善を促進するため、市町村防災会議への女性の参加に向けた取組や女性委員の提案による改善事例に係る全国の優良事例等について情報提供すること。

(4) 避難生活を強いられている方々の健康的生活を確保するため、安全で清潔なトイレや温かい食事、風呂などの環境整備に向けて万全の備えを行うこと。

なお、物資調達・輸送調整等支援システムの改善にあたっては、発災時でも市町村が簡単、迅速に入力できるシステムとなるよう現場の意見を反映させること。

■内閣府（地方創生）

1 先端成長産業育成等への支援強化

【所管省庁 内閣府（地方創生）、文部科学省、経済産業省】

(1) 自動車、水素エネルギー、バイオテクノロジー、医療福祉機器、ロボット・半導体、コンテナ・ソフトウェア、有機EL、ブロックチェーン、宇宙ビジネス、デジタル化などの先端成長産業の育成・集積を図るため、研究開発、実証、実用化、人材育成等の取組に対する継続的な支援を行うこと。

(2) 自動車産業の中小部品メーカーの革新的な技術開発等に対する積極的な支援を行うこと。

(3) 水素関連の研究開発等を推進し、国内の水素産業を更に発展させるには、試験研究機関における効率的な試験等が不可欠。試験機関等における高圧水素設備の夜間・休日の連続無人運転を可能とするなど、効率的な水素試験研究を行えるよう高圧ガス保安法の運用の見直しを行うこと。

(4) 水素需要が見込める製鉄分野において、製鉄プロセスの脱炭素化を実現するための研究開発等に対する継続した支援を行うこと。

2 新型コロナウイルス感染拡大防止に係る時短要請等に伴う協力金制度への財政措置

【所管省庁 内閣府（地方創生）】

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、営業時間の短縮・休業要請に従った飲食店等に対して支給していた協力金制度について、要請に従っていないことが判明した場合等の返還や将来にわたる債権管理に必要な法令整備、情報の管理等の課題が生じており、回収不可能となった協力金はもとより、今後の関係事務に要する費用についても、国が必要な財政措置を行うこと。

3 移住・定住の促進、関係人口の創出

【所管省庁 内閣府（地方創生）、総務省】

ワーケーションやテレワーク推進の取組などを通じ、若者をはじめ都市住民の地方への就労を促すとともに、移住支援金の移住元要件を三大都市圏まで拡充するなど、地方への移住促進、関係人口創出に係る支援を充実すること。

4 地方におけるワンヘルスの普及・啓発に関する取組への支援

【所管省庁 内閣府（地方創生）、厚生労働省、農林水産省、環境省】

ワンヘルスを広く普及・啓発するため、都道府県が、医師会、獣医師会等と連携して行う啓発イベントなどの取組に対する支援を行うこと。

5 過疎地域における施策の推進（山村振興関連・棚田地域）

【所管省庁 内閣府（地方創生）、農林水産省】

令和6年度末で期限切れとなる山村振興法及び棚田地域振興法を延長し、支援措置の充実を図ること。

■内閣府（経済財政政策）

1 就職氷河期世代に対する支援の継続

【所管省庁 内閣府（経済財政政策）】

本県では、国・県・経済団体等が連携して設置した、就職氷河期世代活躍支援「ふくおかプラットフォーム」において、就職氷河期世代の方々の活躍の場を広げるため、各界一体となった支援を行っている。こうした取組を支援するため、令和2年度から6年度までの取組については、「地域就職氷河期世代支援加速化交付金」が措置されているが、引き続き、地域における就職氷河期世代の方の活躍促進に向けた取組を実施できるよう、令和7年度以降も財政措置を継続すること。

■内閣府（男女共同参画）

1 女性の活躍を促進する取組の充実・強化

【所管省庁 内閣府（男女共同参画）】

働く場や地域での女性の活躍を促進し、地方の創意工夫による取組を継続的に支援するため、地域女性活躍推進交付金について十分な財源確保と柔軟で使いやすい運用を図るとともに、「女性活躍基金（仮称）」を創設すること。

2 困難な問題を抱える女性への支援

【所管省庁 厚生労働省、内閣府（男女共同参画）】

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行に伴い、DV被害者をはじめ困難な問題を抱える女性への最適な支援を行えるよう、体制の整備・強化や施策の拡充等に必要な財政支援を行うこと。

市町村における女性相談支援員の配置を促進するため、市町村に配置する女性相談支援員の処遇の改善、常勤化や配置義務化等、体制整備のために必要な財政支援や措置を行うこと。

■内閣府（原子力防災）

1 東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえた原子力災害対策

【所管省庁 内閣府（原子力防災）、環境省（原子力規制庁）】

- （１）原子力発電所の周辺自治体が講じるべき対策のうち、船舶に対する避難退域時検査等、具体的な実施方法が示されていない部分を早急に明らかにすること。
- （２）令和６年能登半島地震の発生を踏まえ、孤立地域において屋内退避や一時移転等の防護措置を行う場合の具体的な実施方法を明らかにすること。
- （３）避難用バスの運転手確保等、自治体が直面する困難な課題の解決を図るため、国として主体的に具体的な支援を行うこと。
- （４）自治体を実施する原子力災害対策について、国の交付金等により全額財政措置するとともに、その使途の拡充及び弾力的な運用を図ること。

2 東京電力福島第一原子力発電所事故対応と原子力発電所の安全対策

【所管省庁 内閣府（原子力防災）、経済産業省（資源エネルギー庁）、環境省（原子力規制庁）】

- （１）原子力発電所の安全性については、国が責任をもって確認・確保し、電力事業者とともに国民に対し、その安全性やエネルギー政策上の必要性等について十分な説明を行い、理解を得ていくこと。
- （２）原子力規制委員会は、新規制基準及び新たに導入される高経年化した原子炉に関する認可制度に基づき、国民の期待に応えるべくしっかり規制・審査するとともに、原子力規制検査制度の実効性を高めること。

■内閣府（消費者庁）

1 地方消費者行政に係る財政措置の充実・強化

【所管省庁 内閣府（消費者庁）】

地方が消費者行政を安定的に実施・推進できるよう、地方消費者行政強化交付金について、十分な予算を確保するとともに、使途の拡充などの改善を図ること。

■内閣府（こども家庭庁）

1 インターネットを介した青少年犯罪被害等への対策

【所管省庁 内閣府（こども家庭庁）、総務省】

スマートフォン等の普及に伴い、青少年がコミュニティサイトを介して犯罪被害等に遭うケースが後を絶たないことから、フィルタリング義務の規制対象範囲を、通信機能を備えるゲーム機等にも拡大するとともに、国においてフィルタリング義務の徹底を図るため、必要な法整備を行うこと。

2 社会的養育の推進のための支援の充実

【所管省庁 内閣府（こども家庭庁）】

「都道府県社会的養育推進計画」に基づく施策を着実に推進できるよう、重点的な財政措置を講じるとともに、必要な支援を実施すること。

- （１）里親制度の普及啓発、里親委託の推進のための財政支援の拡充
- （２）児童養護施設等における小規模化・高機能化の推進のための財政支援の拡充
- （３）こどもの意見表明等支援事業における団体規模・施設数を踏まえた補助基準額の改定

3 ひとり親家庭や低所得子育て世帯への支援

【所管省庁 内閣府（こども家庭庁）、法務省】

ひとり親家庭及び低所得子育て世帯の生活の安定を図るため、以下の施策を講じること。

- （１）より安定した就労に向け、正規雇用につながる専門資格の取得に取り組む、子どもが多いひとり親世帯への生活費給付の拡充など、就労のための資格取得支援への重点的な財政措置
- （２）民法改正により導入された法定養育費の確保を促進するため、ひとり親自身が行う裁判所への執行手続きを支援する自治体への財政支援（離婚前後親支援事業の拡充）
- （３）ひとり親世帯や生活困窮世帯を対象とした国の大学受験料等補助事業の予算額増額と学習・生活支援事業の国庫補助率引上げ

4 子どもを事件・事故から守る対策の充実

【所管省庁 内閣府（こども家庭庁）、警察庁、総務省、文部科学省】

国の「登下校防犯プラン」で平成 30 年度及び令和元年度に予算措置された、通学路における防犯カメラ設置への財政支援を復活させること。

5 子育て支援策の充実

【所管省庁 内閣府（こども家庭庁）、厚生労働省】

- (1) 子ども及びひとり親家庭に対する医療費助成制度を創設すること。
- (2) 男性の育児参画のさらなる促進や仕事と子育てが両立できる職場環境づくりに向けて、育児休業期間中の所得を補償する育児休業給付金や企業の実施を促進するための両立支援等助成金の拡充など、施策の一層の充実を図ること。
- (3) 「地域少子化対策重点推進交付金」について、補助率の引き上げや、結婚新生活支援事業における対象者の年齢・所得などの要件の緩和を行うとともに、より地方の創意工夫が活かせるよう、柔軟な運用を図ること。

6 医療的ケア児支援の制度の充実、財政措置

【所管省庁 内閣府（こども家庭庁）、厚生労働省】

- (1) 県、市町村が医療的ケア児及びその家族に対する支援施策を実施するために必要な財政措置を講じること。
- (2) 医療的ケア児に対するサービスの提供が十分行われるよう、医療型短期入所サービス等への報酬額の増額を図ること。
- (3) 小・中学校等に在籍する医療的ケア児に対する支援として、保護者付添代行看護師の派遣及び通学時の送迎サービスの利用について必要な財政措置を講じること。

7 保育施策の充実・強化

【所管省庁 内閣府（こども家庭庁）】

- (1) 0～2 歳児を含め、幼児教育・保育の完全無償化を早期に実現すること。また、保育所においても、無償化の開始年齢を幼稚園と同様、満 3 歳から開始し、幼保の統一を図ること。
- (2) 保育士の処遇改善の要件とされたキャリアアップ研修の実施に係る国補助金の補助率を 1／2 から 2／3 に引き上げること。
- (3) 子どもの受入を行っている認可外保育施設の質の向上に向け、地方自治体が施設への指導や支援を着実に実施できるよう、必要な財源の確保及び適切な支援策を講じること。
- (4) 離島における保育所の継続的な運営が可能となるよう、特例保育の実施に係る特例地域型保育給付費において、国家公務員給与の特地勤務手当等と同様の加算措置を講じること。

- (5) 利用者の利便性向上のため、病児保育施設の増加・拡充できるよう施設に対する財政措置の拡充策を講じること。
- (6) 長時間労働で低賃金など保育士に対するネガティブな印象が先行し、養成校への入学者や養成校からの就職者が減少しているため、国の責任において、処遇改善を行うとともに前向きな印象を持たれるよう社会全体に発信すること。
- (7) こども誰でも通園制度の実施に当たっては、実施主体となる市町村における、保育人材が不足している実状などを踏まえ、開始時期や対象児童の年齢、保育時間などに柔軟に対応できる制度設計とするとともに、市町村や保育所等が円滑に取り組めるよう、事業運営に必要な財政措置を講じること。
- (8) 常勤保育士の確保が困難な保育所等において、常勤保育士に代えてやむをえず複数の短時間勤務保育士を雇用する場合、常勤保育士を充てる場合を上回る人件費に対し、財政措置を講じること。

8 保育所等の老朽化等に伴う施設整備

【所管省庁 内閣府（こども家庭庁）】

保育所、認定こども園については、古いものは昭和 50 年代に建設され、老朽化した建物が数多くあり、老朽化による建て替えの時期を迎えている。

老朽化が著しく火災等の災害の発生の危険性が大きいものなど、建物による被災防止の観点から万全を期しがたいものについては、耐震化工事同様、先延ばしにできないものである。

しかし、昨今の物価高騰の影響が建築資材にも及び、計画どおりの建て替え等が実施できていない事例があり、良好な保育環境の整備に支障を来している。

このため、施設整備のために必要な財源を国において措置すること。

また、施設の費用負担軽減のため、建て替えに係る基準単価の見直しを行うこと。

9 児童福祉施設の施設整備への財政支援の拡充

【所管省庁 内閣府（こども家庭庁）】

建築費用の著しい高騰が続く中、児童福祉施設の施設整備に係る補助金については、その現状に対応した適切な単価の設定が実施されておらず、施設の大規模修繕、改築、建替を断念せざるを得ない状況となっている。

社会的養護において、家庭養育を優先するという国の方針に基づき、施設においても家庭的環境を整えるための小規模化、地域分散化や高機能化を推進する必要があることや、災害時でも業務を継続できるよう老朽化対策や防災・減災対策が必要不可欠であることから、それらに伴う施設整備に係る経費について施設の負担を軽減するため、補助・支援を拡充すること。

1 0 不妊治療に関する更なる助成制度の拡充

【所管省庁 内閣府（こども家庭庁）】

- (1) 不妊治療の保険適用が開始されたことに伴って、治療をされている方の負担がどのようになっているのか、その影響について調査の上、必要な見直しを検討すること。
- (2) 先進医療など保険適用外となっている不妊治療・検査について、エビデンスが確認されたものについては早期に保険適用とすること。
- (3) 保険適用されるまでの間の自己負担額への助成制度の支援を検討すること。

1 1 新生児スクリーニング検査の充実

【所管省庁 内閣府（こども家庭庁）】

- (1) 新生児のうちに実施する新生児マススクリーニング検査について、現在の公費検査20疾患に加えて、脊髄性筋委縮症（SMA）、重症複合免疫不全（SCID）及びライソゾーム病（LSD）を、実証事業ではなく、公費検査の対象項目として追加すること。
- (2) 新生児聴覚検査について、全ての新生児を対象に公費負担による検査が実施できるよう、地方交付税措置の市町村標準団体当たりの金額を見直すこと。

1 2 放課後児童クラブに対する支援の充実

【所管省庁 内閣府（こども家庭庁）】

- (1) 「小1の壁」を打破するとともに待機児童を解消するため、放課後児童クラブの施設整備や放課後児童支援員の処遇改善及び人材確保に必要な財源措置を講ずること。
- (2) 令和5年度に策定された「こども大綱」に示された「こどもの貧困対策」を着実に実行できるよう、放課後児童クラブ利用料の無償化に必要な財源を確保すること。

1 3 子ども・若者育成支援施策推進のための財政措置

【所管省庁 内閣府（こども家庭庁）】

ひきこもりや若年無業など、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対して、ワンストップで相談対応を行う「子ども・若者総合相談センター」の設置や運営のための必要な財政措置を行うこと。

1 4 こども家庭センターの機能強化に向けた財政措置の拡充

【所管省庁 内閣府（こども家庭庁）】

こども家庭センターの機能強化を後押しするため、センター運営を担う専門人材確保・育成に必要な財政措置の拡充を図ること。

1 5 高等教育の修学支援新制度に係る事務費の確保

【所管省庁 内閣府（こども家庭庁）】

高等教育の修学支援新制度における私立専門学校の機関要件の確認等に要する事務費については、全額国庫負担で措置すること。

■内閣府（個人情報保護委員会）

1 人権施策の推進（同和問題をはじめとする人権問題の解決）

【所管省庁 内閣府（個人情報保護委員会）、内閣府（共生・共助）、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省】

- （１）人権教育及び人権啓発の推進に関する法律や部落差別の解消の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、総合調整機能を担う窓口を設置するなど、教育・啓発等に関する施策を積極的に推進するとともに、地方公共団体への財政措置の拡充を図ること。
- （２）インターネット等を悪用した誹謗中傷や差別表現の流布等、様々な人権に関わる差別その他の人権侵害事案に対応する人権侵害救済制度の早期確立のため、独立性、迅速性、専門性を備えた実効性のある人権委員会の設置等、人権救済の積極的推進を目的とする法的措置を講じること。
- （３）インターネット等を悪用した部落差別の防止について、国においては、プロバイダ業界等民間による自主的取組の促進等を図っているが、現行法等では有効な手段が採れない状況を踏まえ、実効性のある対策を講じること。
- （４）部落差別の解消に向け、「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づく国の施策について、同法第６条に基づき国が実施した部落差別の実態に係る調査の結果も踏まえて、取組内容や国と地方の役割分担の考え方を示すとともに、法の周知をはじめ、相談体制や教育・啓発、地域交流の拠点となる隣保館や教育集会所の整備及び事業の充実にに対する支援を含めた実効性のある対策を講じること。
- （５）個人情報保護法における「同和地区の所在地名（旧同和対策事業対象地域の所在地名）」の取扱いについて、「同和地区の所在地名」は、住民票やその他の情報と結びつけることにより、特定個人が同和地区の出身者、在住者であることが判明し、部落差別につながる恐れがあることから、同法ガイドラインの「不適正利用の禁止」に係る「違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用している事例」として「同和地区の所在地名を入手し、個人情報と照合する行為」を明示すること。
また、前述と同様の理由から「同和地区の所在地名」の入手を制限する法整備を行うこと。
- （６）特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチの解消に向け、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に基づき、実効性のある対策を講じること。

- (7) 児童・高齢者・障がいのある人等に対する虐待、子ども同士のいじめや女性への暴力、難病や感染症等の疾患に関する理解不足による偏見・差別、多様な性的指向及びジェンダーアイデンティティに対する理解促進等の様々な人権問題について、全国の地方公共団体は、地域の実情に応じて取り組んでいるところであるが、これらの人権問題の解消に向け、国において、実効性のある対策を講じるとともに、予算の充実確保や地方交付税措置など、必要な財政措置等を行うこと。
- (8) 「全国高等学校統一用紙」の改定にあたっては、応募者一人ひとりの基本的人権を尊重したよりよい統一用紙となるよう性別欄を削除するとともに、応募者の身元調査や就職差別につながる不適正事象を引き起こさないためにも、履歴書・調査書ともに現住所欄を削除する等、令和4年7月22日付けで福岡県高等学校卒業生就職問題連絡協議会から文部科学省初等中等教育局児童生徒課長、厚生労働省職業安定局就労支援室長及び全国高等学校長協会会長宛に提出した「「全国高等学校統一用紙」の改定に向けた要望について」の意見を尊重すること。
- (9) 企業における公正な採用選考の実施に加え、公務所における公正な採用選考の徹底についても、実効性のある対策を講じること。

■内閣府（共生・共助）

1 人権施策の推進（同和問題をはじめとする人権問題の解決）（再掲）

【所管省庁 内閣府（個人情報保護委員会）、内閣府（共生・共助）、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省】

- (1) 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律や部落差別の解消の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、総合調整機能を担う窓口を設置するなど、教育・啓発等に関する施策を積極的に推進するとともに、地方公共団体への財政措置の拡充を図ること。
- (2) インターネット等を悪用した誹謗中傷や差別表現の流布等、様々な人権に関わる差別その他の人権侵害事案に対応する人権侵害救済制度の早期確立のため、独立性、迅速性、専門性を備えた実効性のある人権委員会の設置等、人権救済の積極的推進を目的とする法的措置を講じること。
- (3) インターネット等を悪用した部落差別の防止について、国においては、プロバイダ業界等民間による自主的取組の促進等を図っているが、現行法等では有効な手段が採れない状況を踏まえ、実効性のある対策を講じること。
- (4) 部落差別の解消に向け、「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づく国の施策について、同法第6条に基づき国が実施した部落差別の実態に係る調査の結果も踏まえて、取組内容や国と地方の役割分担の考え方を示すとともに、法の周知をはじめ、相談体制や教育・啓発、地域交流の拠点となる隣保館や教育集会所の整備及び事業の充実に対する支援を含めた実効性のある対策を講じること。

- (5) 個人情報保護法における「同和地区の所在地名（旧同和対策事業対象地域の所在地名）」の取扱いについて、「同和地区の所在地名」は、住民票やその他の情報と結びつけることにより、特定個人が同和地区の出身者、在住者であることが判明し、部落差別につながる恐れがあることから、同法ガイドラインの「不適正利用の禁止」に係る「違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用している事例」として「同和地区の所在地名を入手し、個人情報と照合する行為」を明示すること。
- また、前述と同様の理由から「同和地区の所在地名」の入手を制限する法整備を行うこと。
- (6) 特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチの解消に向け、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に基づき、実効性のある対策を講じること。
- (7) 児童・高齢者・障がいのある人等に対する虐待、子ども同士のいじめや女性への暴力、難病や感染症等の疾患に関する理解不足による偏見・差別、多様な性的指向及びジェンダーアイデンティティに対する理解促進等の様々な人権問題について、全国の地方公共団体は、地域の実情に応じて取り組んでいるところであるが、これらの人権問題の解消に向け、国において、実効性のある対策を講じるとともに、予算の充実確保や地方交付税措置など、必要な財政措置等を行うこと。
- (8) 「全国高等学校統一用紙」の改定にあたっては、応募者一人ひとりの基本的人権を尊重したよりよい統一用紙となるよう性別欄を削除するとともに、応募者の身元調査や就職差別につながる不適正事象を引き起こさないためにも、履歴書・調査書ともに現住所欄を削除する等、令和4年7月22日付けで福岡県高等学校卒業者就職問題連絡協議会から文部科学省初等中等教育局児童生徒課長、厚生労働省職業安定局就労支援室長及び全国高等学校長協会会長宛に提出した「「全国高等学校統一用紙」の改定に向けた要望について」の意見を尊重すること。
- (9) 企業における公正な採用選考の実施に加え、公務所における公正な採用選考の徹底についても、実効性のある対策を講じること。

■総務省

1 インターネットを介した青少年犯罪被害等への対策（再掲）

【所管省庁 内閣府（こども家庭庁）、総務省】

スマートフォン等の普及に伴い、青少年がコミュニティサイトを介して犯罪被害等に遭うケースが後を絶たないことから、フィルタリング義務の規制対象範囲を、通信機能を備えるゲーム機等にも拡大するとともに、国においてフィルタリング義務の徹底を図るため、必要な法整備を行うこと。

2 子どもを事件・事故から守る対策の充実（再掲）

【所管省庁 内閣府（こども家庭庁）、警察庁、総務省、文部科学省】

国の「登下校防犯プラン」で平成 30 年度及び令和元年度に予算措置された、通学路における防犯カメラ設置への財政支援を復活させること。

3 人権施策の推進（同和問題をはじめとする人権問題の解決）（再掲）

【所管省庁 内閣府（個人情報保護委員会）、内閣府（共生・共助）、総務省、法務省、
文部科学省、厚生労働省】

- （１）人権教育及び人権啓発の推進に関する法律や部落差別の解消の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、総合調整機能を担う窓口を設置するなど、教育・啓発等に関する施策を積極的に推進するとともに、地方公共団体への財政措置の拡充を図ること。
- （２）インターネット等を悪用した誹謗中傷や差別表現の流布等、様々な人権に関わる差別その他の人権侵害事案に対応する人権侵害救済制度の早期確立のため、独立性、迅速性、専門性を備えた実効性のある人権委員会の設置等、人権救済の積極的推進を目的とする法的措置を講じること。
- （３）インターネット等を悪用した部落差別の防止について、国においては、プロバイダ業界等民間による自主的取組の促進等を図っているが、現行法等では有効な手段が採れない状況を踏まえ、実効性のある対策を講じること。
- （４）部落差別の解消に向け、「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づく国の施策について、同法第 6 条に基づき国が実施した部落差別の実態に係る調査の結果も踏まえて、取組内容や国と地方の役割分担の考え方を示すとともに、法の周知をはじめ、相談体制や教育・啓発、地域交流の拠点となる隣保館や教育集会所の整備及び事業の充実に対する支援を含めた実効性のある対策を講じること。
- （５）個人情報保護法における「同和地区の所在地名（旧同和対策事業対象地域の所在地名）」の取扱いについて、「同和地区の所在地名」は、住民票やその他の情報と結びつけることにより、特定個人が同和地区の出身者、在住者であることが判明し、部落差別につながる恐れがあることから、同法ガイドラインの「不適正利用の禁止」に係る「違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用している事例」として「同和地区の所在地名を入手し、個人情報と照合する行為」を明示すること。
また、前述と同様の理由から「同和地区の所在地名」の入手を制限する法整備を行うこと。
- （６）特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチの解消に向け、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に基づき、実効性のある対策を講じること。

- (7) 児童・高齢者・障がいのある人等に対する虐待、子ども同士のいじめや女性への暴力、難病や感染症等の疾患に関する理解不足による偏見・差別、多様な性的指向及びジェンダーアイデンティティに対する理解促進等の様々な人権問題について、全国の地方公共団体は、地域の実情に応じて取り組んでいるところであるが、これらの人権問題の解消に向け、国において、実効性のある対策を講じるとともに、予算の充実確保や地方交付税措置など、必要な財政措置等を行うこと。
- (8) 「全国高等学校統一用紙」の改定にあたっては、応募者一人ひとりの基本的人権を尊重したよりよい統一用紙となるよう性別欄を削除するとともに、応募者の身元調査や就職差別につながる不適正事象を引き起こさないためにも、履歴書・調査書ともに現住所欄を削除する等、令和4年7月22日付けで福岡県高等学校卒業者就職問題連絡協議会から文部科学省初等中等教育局児童生徒課長、厚生労働省職業安定局就労支援室長及び全国高等学校長協会会長宛に提出した「「全国高等学校統一用紙」の改定に向けた要望について」の意見を尊重すること。
- (9) 企業における公正な採用選考の実施に加え、公務所における公正な採用選考の徹底についても、実効性のある対策を講じること。

4 移住・定住の促進、関係人口の創出（再掲）

【所管省庁 内閣府（地方創生）、総務省】

ワーケーションやテレワーク推進の取組などを通じ、若者をはじめ都市住民の地方への就労を促すとともに、移住支援金の移住元要件を三大都市圏まで拡充するなど、地方への移住促進、関係人口創出に係る支援を充実すること。

5 5G基地局、光ファイバー網の整備

【所管省庁 総務省】

離島や中山間地域などの条件不利地域においても情報格差が生じることがないように、5G基地局整備を強力に推進するとともに、光ファイバー網の未整備地域の早期解消に努めること。

6 EBPMの推進

【所管省庁 総務省】

地方におけるEBPMを推進するため、国勢調査や経済センサス等の基幹統計調査の結果における「市町村別」「平成の合併前の旧市町村別」のデータ提供の拡充等、ユーザーニーズを踏まえた政府統計ポータルサイト（e-Stat）の機能拡充を図ること。

7 パークアンドライドの促進

【関係省庁 総務省、国土交通省】

パークアンドライド用駐車場への固定資産税減免に対する支援措置を講じること。

8 鉄道の安全輸送に関する予算の確保

【所管省庁 総務省、国土交通省】

- (1) 地方の鉄道の安全輸送の確保のために、現行補助制度を維持するとともに必要な予算を確保すること。
- (2) 中小民間鉄道の安全輸送施設整備にかかる地方負担分についても、第三セクター鉄道と同様、地方債の起債対象とすること。

9 鉄道の豪雨対策の促進に係る税制措置

【所管省庁 総務省、国土交通省】

鉄道事業者が豪雨対策のために取得した資産の税負担を軽減する税制措置を講じること。

10 世界遺産の保存活用に向けた取組の充実・強化（再掲）

【所管省庁 文部科学省（文化庁）、内閣官房（新しい地方経済・生活環境創生）、総務省】

世界遺産「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」及び『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」の保存活用に関するさらなる技術的支援・財政的支援を行うこと。

11 史跡に係る特別交付税算定方法の見直し

【所管省庁 総務省】

多額の維持管理経費を要している国指定特別史跡に係る特別交付税については、その維持管理経費を勘案した加算制度を設けるなど、実情に応じた算定方法に見直すこと。

1 2 社会保障・税にかかわる番号制度（再掲）

【所管省庁 総務省、デジタル庁】

- （１）番号制度の導入及び運営に係る経費は原則として国が負担し、地方に新たな経費負担が生じないようにすること。
- （２）マイナンバーカードの利便性向上を図るとともに、カードの円滑な交付のための対策を継続して行うこと。なお、健康保険証との一体化にあたっては、国民に混乱が生じないように、課題への対応を確実に図ること。
- （３）番号制度の円滑な実施のためには国民の認知・理解をより深めることが不可欠であり、情報漏洩や不正利用に係る不安を払拭できるよう、制度の安全性や信頼性などの周知・広報を継続して行うこと。
- （４）公的個人認証サービスにおける基本４情報の金融機関等への提供については、本人の同意なしには実施されないことなど、制度の安全性や信頼性などの周知・広報を丁寧に行うこと。

1 3 地方公共団体情報システム標準化対応に係る財政措置

【所管省庁 総務省】

国は、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」において、基幹業務システムを利用する地方自治体が令和７年度までに標準準拠システムへ移行することを目標としている。令和６年３月、移行費用の財源として、デジタル基盤改革支援補助金の上限が示されたところであるが、今後、物価や人件費高騰等の要因により、上限額以上に費用が必要となる可能性が高い。国においては、引き続き、自治体の実情をしっかりと把握するとともに、令和８年度以降の経費も含め、システムの移行に伴い自治体が必要となる費用に対する確実な財政支援を行うこと。

1 4 デジタル人材の確保・育成

【所管省庁 総務省】

地方自治体におけるデジタル人材の確保・育成を支援するため、国のデジタル人材派遣制度・研修制度の更なる充実はもとより、地方自治体が独自に行うデジタル人材確保・育成の取組に対する特別交付税措置を含む支援の拡充を図ること。

1 5 「平成の合併」後の市町村の実態を反映した地方交付税の算定

【所管省庁 総務省】

「平成の合併」により広域化した市町村や高齢化・過疎化が進行する小規模市町村が、将来にわたって安定的に住民の安全・安心や地域振興に係る行政サービスを維持することができるよう、「平成の合併」後の市町村の実態を反映した地方交付税の算定を行うこと。

1 6 個人事業税の課税対象業種の見直し

【所管省庁 総務省】

課税の公平性を確保するため、個人事業税における課税対象業種の限定列举方式を見直し、全ての事業を課税対象とすること。それが実現されるまでの間、社会経済情勢に即し、新規事業を課税対象に随時追加すること。

1 7 納税証明書の交付事務の電子化

【所管省庁 総務省】

納税者の利便性向上のため、地方税ポータルシステム「eLTAX」を利用して、地方税の納税証明書の交付を電子的に行えるよう措置すること。

1 8 eLTAX を活用した公金収納に必要なシステム改修経費等に対する財政支援（再掲）

【所管省庁 総務省、デジタル庁】

「規制改革実施計画」では、遅くとも令和8年9月までに eLTAX（地方税共同機構が運用している地方税ポータルシステム）を活用した公金収納を開始することとされているが、地方自治体がこの取扱いを行うために必要な収納管理システム改修経費等について、財政支援を行うこと。

1 9 公金収納等事務に対する財政措置

【所管省庁 総務省】

国から経費負担の適正化を求められている指定金融機関等の公金収納・支払事務（公金収納等事務）に関し、令和6年10月からの「内国為替制度運営費」の適用に伴う手数料負担については地方財政措置が講じられたが、当該措置を上回る負担やあわせて適正化を求められている窓口収納手数料の負担についても、住民サービスの低下を来さないよう、地方財政措置を講じること。

2 0 防災・減災、国土強靱化を推進するための国の体制強化

【所管省庁 総務省、国土交通省】

激甚化・頻発化する大規模自然災害の脅威・危機への対応や流域治水をはじめとする防災・減災、国土強靱化を強力に推進するためにも、九州地方整備局等の体制の充実や強化を図ること。

2 1 国の技術職員による被災市町村への支援

【所管省庁 総務省、国土交通省】

近年、自然災害が激甚化・頻発化する一方で、小規模市町村においては、土木職など技術職員の不足が深刻化していることから、被災市町村の求めに応じ、県や市町村の技術職員を派遣する仕組みと同様に、専門知識を有する国の技術職員を被災市町村に中長期派遣できる仕組みを構築すること。

2 2 公共施設の防災対策等のための地方債の拡充・延長

【所管省庁 総務省】

- (1) 令和2年度までの措置であった市町村役場機能緊急保全事業について、防災拠点となる庁舎の耐震化を引き続き推進する必要があるため、再度、公共施設等適正管理推進事業債の対象事業に追加すること。
- (2) 喫緊の課題である防災・減災対策を着実に推進するため、令和7年度までとなっている緊急自然災害防止対策事業債及び緊急防災・減災事業債並びに令和6年度までとなっている緊急浚渫推進事業債の期限延長を行うこと。

また、緊急浚渫推進事業債については、農業用排水路についても対象とするなど対象施設の拡大を行うこと。

■総務省（消防庁）

1 弾道ミサイル落下時の情報伝達手段ととるべき行動の国民への継続的な周知

【所管省庁 総務省（消防庁）】

国民に対し、弾道ミサイル発射の兆候、発射情報や落下予測地点及び地域等をできる限り迅速に伝達するとともに、国民が安全を確保できるよう、国民保護サイレン音を含めた情報伝達手段ととるべき行動について、テレビやラジオなどの媒体の特性を生かし、的確に周知を図ること。

2 災害対策の充実（再掲）

【所管省庁 内閣府（防災）、総務省（消防庁）】

平成 29 年 7 月九州北部豪雨、平成 30 年 7 月豪雨、令和 2 年 7 月豪雨、令和 3 年 8 月 11 日からの大雨、令和 5 年梅雨前線豪雨などによる甚大な被害、令和 6 年能登半島地震の検証や南海トラフ地震の被害想定を踏まえ、地域の防災基盤や防災力を強化するとともに、災害関連死を一人も出さない安全で快適な避難生活のための支援策を講じること。

- （１）防災拠点となる市町村庁舎の耐震化、指定避難所の環境整備及び情報伝達手段の多重化等を推進するため、緊急防災・減災事業債の恒久化又は新たな事業債の創設を図ること。
- （２）被災者に配慮した避難所運営を行うために必要な資材の整備、自主防災組織の育成など地域防災力の向上にかかる費用に対し、補助金や特別交付税等の確実な財政措置を講じること。
- （３）女性の視点に立った地域防災力の向上や避難所運営の環境改善を促進するため、市町村防災会議への女性の参加に向けた取組や女性委員の提案による改善事例に係る全国の優良事例等について情報提供すること。
- （４）避難生活を強いられている方々の健康的生活を確保するため、安全で清潔なトイレや温かい食事、風呂などの環境整備に向けて万全の備えを行うこと。

なお、物資調達・輸送調整等支援システムの改善にあたっては、発災時でも市町村が簡単、迅速に入力できるシステムとなるよう現場の意見を反映させること。

■法務省

1 暴力団壊滅に向けた取組の推進

【所管省庁 国家公安委員会、警察庁、法務省、文部科学省（文化庁）】

- （１）暴力団組織から離脱した者に対する社会復帰対策を強化すること。
 - ① 就労支援に関する広域連携協定を全国に拡大させること。
 - ② 離脱した者を雇用する事業者に対する給付金の支給や身元保証制度の導入を行うこと。
- （２）暴力団対策として街頭防犯カメラを設置する自治体への財政支援を行うこと。
- （３）資機材・車両等の整備強化のため、以下の措置を講じること。
 - ① 効果的・効率的な捜査活動に資する資機材・車両の整備を強化すること。
 - ② 万全な保護対策に資する資機材の整備を強化すること。
 - ③ 画像の鮮明化等の技術開発に対する支援を強化すること。
- （４）特殊詐欺等の犯罪に悪用されている電子マネーを古物営業法の規制の対象とすること。
- （５）宗教法人から暴力団を排除するため、宗教法人法に暴力団員等を排除する規定を追加すること。
- （６）出入国管理行政と金融機関が連携した継続的顧客管理による犯行ツール対策を強化すること。

2 性暴力根絶対策の推進

【所管省庁 法務省】

性暴力加害者専用窓口の設置など、加害者の再犯防止や社会復帰の支援に対する交付金の拡充を行うこと。

3 犯罪被害者支援の推進

【所管省庁 法務省、警察庁】

- (1) 犯罪被害者が迅速かつ確実に損害の賠償を受けられるよう、以下のとおり、損害回復の実効性を確保するための必要な措置をとること。
 - ① 損害賠償請求権について、消滅時効期間を延長すること。
 - ② 再提訴時の申立手数料について、損害賠償請求命令制度（申立手数料は一律 2,000 円）のように、低廉で定額の申立手数料とすること。
 - ③ 国が犯罪被害者による強制執行を代行する制度や、国が加害者に代わって被害者へ賠償金を支払い、追って加害者へ求償する制度等の創設を検討すること。
- (2) 犯罪被害給付制度における給付金の申請から裁定までに要する期間を短縮すること。

4 人権施策の推進（同和問題をはじめとする人権問題の解決）（再掲）

【所管省庁 内閣府（個人情報保護委員会）、内閣府（共生・共助）、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省】

- (1) 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律や部落差別の解消の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、総合調整機能を担う窓口を設置するなど、教育・啓発等に関する施策を積極的に推進するとともに、地方公共団体への財政措置の拡充を図ること。
- (2) インターネット等を悪用した誹謗中傷や差別表現の流布等、様々な人権に関わる差別その他の人権侵害事案に対応する人権侵害救済制度の早期確立のため、独立性、迅速性、専門性を備えた実効性のある人権委員会の設置等、人権救済の積極的推進を目的とする法的措置を講じること。
- (3) インターネット等を悪用した部落差別の防止について、国においては、プロバイダ業界等民間による自主的取組の促進等を図っているが、現行法等では有効な手段が採れない状況を踏まえ、実効性のある対策を講じること。
- (4) 部落差別の解消に向け、「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づく国の施策について、同法第 6 条に基づき国が実施した部落差別の実態に係る調査の結果も踏まえて、取組内容や国と地方の役割分担の考え方を示すとともに、法の周知をはじめ、相談体制や教育・啓発、地域交流の拠点となる隣保館や教育集会所の整備及び事業の充実に対する支援を含めた実効性のある対策を講じること。

- (5) 個人情報保護法における「同和地区の所在地名（旧同和対策事業対象地域の所在地名）」の取扱いについて、「同和地区の所在地名」は、住民票やその他の情報と結びつけることにより、特定個人が同和地区の出身者、在住者であることが判明し、部落差別につながる恐れがあることから、同法ガイドラインの「不適正利用の禁止」に係る「違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用している事例」として「同和地区の所在地名を入手し、個人情報と照合する行為」を明示すること。
- また、前述と同様の理由から「同和地区の所在地名」の入手を制限する法整備を行うこと。
- (6) 特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチの解消に向け、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に基づき、実効性のある対策を講じること。
- (7) 児童・高齢者・障がいのある人等に対する虐待、子ども同士のいじめや女性への暴力、難病や感染症等の疾患に関する理解不足による偏見・差別、多様な性的指向及びジェンダーアイデンティティに対する理解促進等の様々な人権問題について、全国の地方公共団体は、地域の実情に応じて取り組んでいるところであるが、これらの人権問題の解消に向け、国において、実効性のある対策を講じるとともに、予算の充実確保や地方交付税措置など、必要な財政措置等を行うこと。
- (8) 「全国高等学校統一用紙」の改定にあたっては、応募者一人ひとりの基本的人権を尊重したよりよい統一用紙となるよう性別欄を削除するとともに、応募者の身元調査や就職差別につながる不適正事象を引き起こさないためにも、履歴書・調査書ともに現住所欄を削除する等、令和4年7月22日付けで福岡県高等学校卒業者就職問題連絡協議会から文部科学省初等中等教育局児童生徒課長、厚生労働省職業安定局就労支援室長及び全国高等学校長協会会長宛に提出した「「全国高等学校統一用紙」の改定に向けた要望について」の意見を尊重すること。
- (9) 企業における公正な採用選考の実施に加え、公務所における公正な採用選考の徹底についても、実効性のある対策を講じること。

5 ひとり親家庭や低所得子育て世帯への支援（再掲）

【所管省庁 内閣府（こども家庭庁）、法務省】

ひとり親家庭及び低所得子育て世帯の生活の安定を図るため、以下の施策を講じること。

- (1) より安定した就労に向け、正規雇用につながる専門資格の取得に取り組む、子どもが多いひとり親世帯への生活費給付の拡充など、就労のための資格取得支援への重点的な財政措置
- (2) 民法改正により導入された法定養育費の確保を促進するため、ひとり親自身が行う裁判所への執行手続きを支援する自治体への財政支援（離婚前後親支援事業の拡充）
- (3) ひとり親世帯や生活困窮世帯を対象とした国の大学受験料等補助事業の予算額増額と学習・生活支援事業の国庫補助率引上げ

6 看護職員人材の確保に向けた外国人准看護師の活動制限等の撤廃

【所管省庁 法務省、厚生労働省】

在留資格「医療」の准看護師について、免許を受けた後の4年以内の研修業務に限定する活動制限及び年数制限を撤廃し、看護師等と同様の取扱いとすること。

■文部科学省

1 物価高騰に伴う学校給食等の保護者負担の軽減

【所管省庁 文部科学省】

現下の物価高騰の状況において、栄養バランスや量を保った学校給食等を継続的に実施していくため、保護者負担の軽減に向けた財政措置を講ずること。

2 様々な不安やストレスを抱える児童生徒の心のケア

【所管省庁 文部科学省】

スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーによる相談体制整備のための財政措置の更なる充実を図ること。

3 高校生等奨学給付金制度の見直し

【所管省庁 文部科学省】

高校生等奨学給付金制度については、非課税世帯に対する第1子と第2子以降の支給額の差を確実に解消するとともに、生活保護受給世帯に対する支給額の積算基礎に含まれている修学旅行費を、非課税世帯に対しても含むよう見直しを行うなど、給付金の充実を図ること。また、事務費も含めて全額国庫負担で実施すること。

4 高等学校等就学支援金制度の拡充

【所管省庁 文部科学省】

高等学校等就学支援金制度について、所得制限を撤廃し、国が責任をもって財源を確保することにより、確実に授業料の無償化を進めること。

5 高等学校等専攻科の生徒への修学支援の拡充

【所管省庁 文部科学省】

高等学校等専攻科の生徒への修学支援については、全額国庫負担により措置すること。

6 私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援の拡充

【所管省庁 文部科学省】

私立小中学校等に対する授業料減免支援については、入学後の家計急変世帯に限らず補助対象とするなど、国の支援をより一層充実させるとともに、全額国庫負担で措置すること。

7 フリースクール等を利用する不登校児童生徒への支援

【所管省庁 文部科学省】

不登校児童生徒の状況に応じた多様な学習活動を支援するため、民間の学校外施設（いわゆるフリースクール）で学習を行う不登校児童生徒に対する経済的支援を実施すること。

8 教職員定数改善計画の早期策定

【所管省庁 文部科学省】

学級編制の標準の改善、複雑化・困難化する教育課題に対応した教職員定数の更なる充実を図り、中学校においては計画的・安定的な教職員定数改善計画を早期に策定すること。また、35人学級の実現にあたっては、加配定数を削減することなく維持すること。

9 教員不足の解消に向けた人材確保

【所管省庁 文部科学省】

教員の魅力向上により教員志望者を増加させるため、教員の働き方改革の推進や、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の改正による処遇改善を図るとともに、処遇改善に必要な財源を十分に確保すること。また、教員不足の現状を鑑み、大学の教員養成課程の定員の拡大を図ること。

10 教員確保等に関する私立高等学校等への支援

【所管省庁 文部科学省】

私立小・中・高等学校における教員確保等に関して、処遇改善事業などの財政支援制度の創設を図ること。

11 栄養教諭を中核とした食育指導体制の強化

【所管省庁 文部科学省】

栄養教諭を中核とした食に関する指導、学校給食における食物アレルギー対応などの更なる充実を図るため、栄養教諭の全校配置のために必要な定数改善を行うこと。

また、大規模特別支援学校に栄養教諭を複数配置できるよう必要な定数改善を行うこと。

1 2 高等学校における「普通教育を主とする学科」の弾力化に伴う教員の配置のための財源確保

【所管省庁 文部科学省】

高等学校教育改革における普通科改革に伴う教職員定数の加配措置を講じること。

1 3 私立学校施設の耐震化の促進

【所管省庁 文部科学省】

私立学校施設に対する耐震改修工事及び耐震改築工事について、補助制度を継続するとともに、補助対象の拡充や補助率・補助単価の引き上げなど十分な財源措置を行うこと。

1 4 公立学校施設の空調設備の整備に係る必要な財源の確保

【所管省庁 文部科学省】

特別教室等の空調設備の整備に係る学校施設環境改善交付金について、補助対象工事費の上限額の引上げや、下限額の引下げを行うなど、十分な予算を確保すること。

また、高等学校に空調設備を整備するに当たり、交付金の対象とするとともに、維持管理費についても地方財政措置などの財政支援を行うこと。

1 5 公立専門高校における産業教育設備の整備に係る財政支援

【所管省庁 文部科学省】

社会情勢の変化や技術革新に対応できる人材の育成に向け、公立専門高校の産業教育設備の整備を進められるよう、国庫補助による支援を行うこと。

1 6 高等学校におけるD X推進の取組に必要な財源の確保

【所管省庁 文部科学省】

生徒・保護者等の利便性の向上や、教員の負担軽減による教育活動の充実を図るため、高等学校における授業料等収納事務をオンライン化するシステムや高校入試のW e b出願システムを整備するに当たり、そのランニングコストについて地方財政措置などの財政支援を行うこと。

1 7 高等学校における情報教育の充実

【所管省庁 文部科学省】

高等学校における情報教育の充実とデジタル人材の裾野拡大を図るため、教科「情報」を専門的に指導できる教員の育成のための研修費等及び外部人材の活用に係る財源支援を行うこと。

授業を円滑に実施するための通信環境やデジタル教材の充実を図ることができるよう財政措置を講じること。

1 8 高等学校等における I C T 教育の推進

【所管省庁 文部科学省】

令和 6 年度実施の高等学校等デジタル人材育成支援事業費補助金（高等学校 D X 加速化推進事業）について、令和 7 年度以降の継続的な財政支援を行うこと。

1 9 私立学校における I C T 環境の整備・活用

【所管省庁 文部科学省】

新学習指導要領を踏まえ、私立学校においても 1 人 1 台端末をはじめとした I C T 環境の整備や活用が進むよう、財政支援を継続するとともに拡充を図ること。また、その維持・管理に必要な経費についても新たな財政支援を行うこと。

2 0 過疎高等学校特別経費の補助要件の見直し

【所管省庁 文部科学省】

私立高等学校等経常費補助金（過疎高等学校特別経費）について、過疎地域要件の変更により、補助対象外となった学校に対し、救済措置を設けること。また、要件を見直す際には、実施するまでに十分な周知期間を設定すること。

2 1 私立幼稚園の熱中症対策への支援の拡充

【所管省庁 文部科学省】

教育支援体制整備交付金や私立幼稚園施設整備補助金において整備されている熱中症対策について、更にきめ細やかな支援の拡充を図ること。

2 2 特別支援学校における通学バスに係る財源保障の強化

【所管省庁 文部科学省】

通学バス運行経費に係る新たな補助金の創設又は都道府県の負担に見合った地方交付税措置など財政支援を行うこと。

2 3 特別支援教育支援員の配置に係る財政措置の拡充

【所管省庁 文部科学省】

小・中学校、高校の通常学級に在籍する発達障がいを含む障がいのある子どもたちを適切に支援するため、特別支援教育支援員の配置に対する地方財政措置の更なる拡充を図ること。

2 4 子どもを事件・事故から守る対策の充実（再掲）

【所管省庁 内閣府（こども家庭庁）、警察庁、総務省、文部科学省】

国の「登下校防犯プラン」で平成 30 年度及び令和元年度に予算措置された、通学路における防犯カメラ設置への財政支援を復活させること。

2 5 地域学校協働活動の取組に係る支援の充実

【所管省庁 文部科学省】

地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子どもの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を推進するため、十分な予算措置と継続的な財政支援を行うこと。

2 6 人権施策の推進（同和問題をはじめとする人権問題の解決）（再掲）

【所管省庁 内閣府（個人情報保護委員会）、内閣府（共生・共助）、総務省、法務省、
文部科学省、厚生労働省】

- （１）人権教育及び人権啓発の推進に関する法律や部落差別の解消の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、総合調整機能を担う窓口を設置するなど、教育・啓発等に関する施策を積極的に推進するとともに、地方公共団体への財政措置の拡充を図ること。
- （２）インターネット等を悪用した誹謗中傷や差別表現の流布等、様々な人権に関わる差別その他の人権侵害事案に対応する人権侵害救済制度の早期確立のため、独立性、迅速性、専門性を備えた実効性のある人権委員会の設置等、人権救済の積極的推進を目的とする法的措置を講じること。
- （３）インターネット等を悪用した部落差別の防止について、国においては、プロバイダ業界等民間による自主的取組の促進等を図っているが、現行法等では有効な手段が採れない状況を踏まえ、実効性のある対策を講じること。
- （４）部落差別の解消に向け、「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づく国の施策について、同法第 6 条に基づき国が実施した部落差別の実態に係る調査の結果も踏まえて、取組内容や国と地方の役割分担の考え方を示すとともに、法の周知をはじめ、相談体制や教育・啓発、地域交流の拠点となる隣保館や教育集会所の整備及び事業の充実に対する支援を含めた実効性のある対策を講じること。

- (5) 個人情報保護法における「同和地区の所在地名（旧同和対策事業対象地域の所在地名）」の取扱いについて、「同和地区の所在地名」は、住民票やその他の情報と結びつけることにより、特定個人が同和地区の出身者、在住者であることが判明し、部落差別につながる恐れがあることから、同法ガイドラインの「不適正利用の禁止」に係る「違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用している事例」として「同和地区の所在地名を入手し、個人情報と照合する行為」を明示すること。
- また、前述と同様の理由から「同和地区の所在地名」の入手を制限する法整備を行うこと。
- (6) 特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチの解消に向け、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に基づき、実効性のある対策を講じること。
- (7) 児童・高齢者・障がいのある人等に対する虐待、子ども同士のいじめや女性への暴力、難病や感染症等の疾患に関する理解不足による偏見・差別、多様な性的指向及びジェンダーアイデンティティに対する理解促進等の様々な人権問題について、全国の地方公共団体は、地域の実情に応じて取り組んでいるところであるが、これらの人権問題の解消に向け、国において、実効性のある対策を講じるとともに、予算の充実確保や地方交付税措置など、必要な財政措置等を行うこと。
- (8) 「全国高等学校統一用紙」の改定にあたっては、応募者一人ひとりの基本的人権を尊重したよりよい統一用紙となるよう性別欄を削除するとともに、応募者の身元調査や就職差別につながる不適正事象を引き起こさないためにも、履歴書・調査書ともに現住所欄を削除する等、令和4年7月22日付けで福岡県高等学校卒業者就職問題連絡協議会から文部科学省初等中等教育局児童生徒課長、厚生労働省職業安定局就労支援室長及び全国高等学校長協会会長宛に提出した「「全国高等学校統一用紙」の改定に向けた要望について」の意見を尊重すること。
- (9) 企業における公正な採用選考の実施に加え、公務所における公正な採用選考の徹底についても、実効性のある対策を講じること。

2 7 先端成長産業育成等への支援強化（再掲）

【所管省庁 内閣府（地方創生）、文部科学省、経済産業省】

- （１）自動車、水素エネルギー、バイオテクノロジー、医療福祉機器、ロボット・半導体、コンテナ・ソフトウェア、有機ＥＬ、ブロックチェーン、宇宙ビジネス、デジタル化などの先端成長産業の育成・集積を図るため、研究開発、実証、実用化、人材育成等の取組に対する継続的な支援を行うこと。
- （２）自動車産業の中小部品メーカーの革新的な技術開発等に対する積極的な支援を行うこと。
- （３）水素関連の研究開発等を推進し、国内の水素産業を更に発展させるには、試験研究機関における効率的な試験等が不可欠。試験機関等における高压水素設備の夜間・休日の連続無人運転を可能とするなど、効率的な水素試験研究を行えるよう高压ガス保安法の運用の見直しを行うこと。
- （４）水素需要が見込める製鉄分野において、製鉄プロセスの脱炭素化を実現するための研究開発等に対する継続した支援を行うこと。

2 8 国際リニアコライダー（ＩＬＣ）計画に関する調査・検討の実施

【所管省庁 文部科学省】

ＩＬＣ計画については、世界の研究者やその関係者が、快適に研究や生活ができる環境のほか、大学や研究機関、産業の集積による社会経済への波及効果など、幅広い観点から総合的な調査・検討を行うこと。

■文部科学省（文化庁）

1 世界遺産の保存活用に向けた取組の充実・強化（再掲）

【所管省庁 文部科学省（文化庁）、内閣官房（新しい地方経済・生活環境創生）、総務省】

世界遺産「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」及び『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」の保存活用に関するさらなる技術的支援・財政的支援を行うこと。

2 宗教法人の解散手続きの簡素化

【所管省庁 文部科学省（文化庁）】

- （１）宗教法人の解散に伴う清算手続きにおける公告について「少なくとも三回」を削除し、１回の公告で可能とすること。
- （２）不活動宗教法人の整理が促進されるよう、一定期間不活動状態が継続した場合には、解散したものとみなす制度を導入すること。

3 暴力団壊滅に向けた取組の推進（再掲）

【所管省庁 国家公安委員会、警察庁、法務省、文部科学省（文化庁）】

- （１）暴力団組織から離脱した者に対する社会復帰対策を強化すること。
 - ① 就労支援に関する広域連携協定を全国に拡大させること。
 - ② 離脱した者を雇用する事業者に対する給付金の支給や身元保証制度の導入を行うこと。
- （２）暴力団対策として街頭防犯カメラを設置する自治体への財政支援を行うこと。
- （３）資機材・車両等の整備強化のため、以下の措置を講じること。
 - ① 効果的・効率的な捜査活動に資する資機材・車両の整備を強化すること。
 - ② 万全な保護対策に資する資機材の整備を強化すること。
 - ③ 画像の鮮明化等の技術開発に対する支援を強化すること。
- （４）特殊詐欺等の犯罪に悪用されている電子マネーを古物営業法の規制の対象とすること。
- （５）宗教法人から暴力団を排除するため、宗教法人法に暴力団員等を排除する規定を追加すること。
- （６）出入国管理行政と金融機関が連携した継続的顧客管理による犯行ツール対策を強化すること。

4 部活動の地域クラブ活動への移行の推進

【所管省庁 文部科学省（文化庁、スポーツ庁）】

学校部活動の地域クラブ活動への移行を段階的に進めて行く上で必要となる実証事業や部活動指導員配置支援の拡充、コーディネーターの配置や運営団体・実施主体の整備充実、指導者配置支援体制整備及び経済的に困窮する世帯への参加費用負担の支援等に必要な経費について、財政措置を講じること。

■文部科学省（スポーツ庁）

1 スポーツ大会に係る開催支援の拡充

【所管省庁 文部科学省（スポーツ庁）】

スポーツ大会の大規模化に伴い、その開催経費が増大していることから、スポーツ振興くじ助成金の拡充を図ること。

2 部活動の地域クラブ活動への移行の推進（再掲）

【所管省庁 文部科学省（文化庁、スポーツ庁）】

学校部活動の地域クラブ活動への移行を段階的に進めて行く上で必要となる実証事業や部活動指導員配置支援の拡充、コーディネーターの配置や運営団体・実施主体の整備充実、指導者配置支援体制整備及び経済的に困窮する世帯への参加費用負担の支援等に必要な経費について、財政措置を講じること。

■厚生労働省

1 国民健康保険制度の安定的運営の確保

【所管省庁 厚生労働省】

- （1）将来にわたって安定的で持続可能な国保制度の確立を図るため、平成 30 年度以降に措置されている毎年約 3,400 億円の追加公費については、今後も確実に予算措置するとともに、定率負担の引上げ等の財政支援の拡充を行うこと。
- （2）前期高齢者交付金の精算制度が国保財政運営の不安定要因となっていることから、毎年度の歳入歳出の大幅な変動を抑制する仕組みの創設を行うこと。
- （3）新興感染症のまん延や高額医薬品の年度中途の認可等により全国的に予期せぬ医療費の増嵩が生じた場合、県国保特別会計の収支均衡が困難となることから、国の責任において、国費、県繰入金（地方交付金）等の財政支援を増加させる仕組みを講じること。
また、財政安定化基金については、不測の事態における財源不足に対応し、都道府県の財政規模に見合った適切な積立額を確保するため、必要な財政支援を講ずること。
- （4）保険者努力支援制度については、国保の保険者としての取組が適正に評価される指標を設定し、その評価に当たっては、地方の意見を踏まえた上で、合理的な方法で行うこと。
また、災害や新興感染症の発生など特別な事情により、指標達成に向けた取組ができない市町村がある場合は、当該年度に限り前年度の数値を用いるなどの方策を講じること。
- （5）医療保険制度間の公平性と子育て支援の観点から、子どもに係る均等割保険料の軽減措置対象年齢の拡大及び軽減割合の拡充を図ること。
- （6）今後、制度の見直しに当たって新たな費用負担が発生する場合には、国において必要な財源を確保し、所要の経費について財政支援を行うこと。
- （7）その上で、医療保険制度の安定的な運営のため、全ての医療保険制度の全国レベルでの一元化を見据え、具体的な道筋を提示すること。

2 マイナンバーカードと健康保険証の一体化

【所管省庁 厚生労働省】

現行の健康保険証の廃止により、国民、医療機関・薬局、保険者等にとって過大な負担とならないよう十分配慮するとともに、国において国民の理解が得られるよう丁寧な説明を行うこと。

また、個人情報の漏えい対策に万全を期し、国民の不安の払拭に努めること。

3 後期高齢者医療制度の円滑な運営

【所管省庁 厚生労働省】

後期高齢者医療制度における給付と負担の見直しにあたっては、制度設計者である国の責任において、必要な医療の受診抑制につながるようなことがないよう、特に低所得者に十分配慮した制度の在り方を検討すること。

なお、見直しに当たっては、医療費等の増加に伴う公費負担の財源について、地方公共団体にとって過大な負担とならないよう、国において、十分な財政措置を講じ、持続的で安定的な制度とすること。

4 介護保険制度の安定的運営の確保

【所管省庁 厚生労働省】

介護保険制度が将来にわたって安定したものとなるよう、適切な介護報酬の設定や保険料と国・地方の負担の在り方を含め、必要な制度の改善を図ること。

5 介護保険地域支援事業の円滑な実施のための財政措置

【所管省庁 厚生労働省】

市町村が、地域の実情に応じた地域支援事業を円滑に実施できるよう、地域支援事業の財源である地域支援事業交付金について、十分な財政措置を行うこと。

6 利用者等からの暴力・ハラスメント対策としての複数名訪問加算に関する診療報酬及び介護報酬の制度の見直しについて

【所管省庁 厚生労働省】

在宅医療・介護現場において、利用者及びその家族等からの暴力行為、著しい迷惑行為、器物損壊行為等が認められる場合に複数名訪問制度が十分に機能するよう、診療報酬及び介護報酬の要件の見直し及び対象の拡大を行うこと。

7 介護人材の確保

【所管省庁 厚生労働省】

- (1) 介護職員の処遇改善については、基本報酬の引き上げによる対応を検討すること。また、物価高騰分を反映した適正な賃金水準にすること。
- (2) 介護職の社会的評価の向上に向けた施策や外国人を含む多様な人材の確保、キャリアパスの確立、生産性の向上等の取組を推進するため、地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）について十分な財源措置を講じること。
- (3) ロボット技術・ICTの活用等による介護サービスの効率化を推進すること。また、介護事業者が円滑に事業を実施できるよう、県に対する交付決定等の必要な対応を早期に行うこと。

8 福祉人材確保事業に係る財政措置

【所管省庁 厚生労働省】

- (1) 福祉人材センターの運営など福祉人材確保事業に対し安定的な財源を確保すること。
- (2) 福祉・介護分野における人材確保のため、全ての福祉従事者について、物価高騰分を含む確実な収入の引上げにつながるよう適切に制度設計すること。この際、地方自治体に過重な負担が発生することのないよう、国において十分な財源措置を行うこと。

9 難病対策の円滑な運営

【所管省庁 厚生労働省】

「難病の患者に対する医療等に関する法律」による特定医療費の支給認定については、提出書類の多さや年1回の更新手続きなどによる受給者、医療機関、地方自治体の負担を軽減するため、事務手続きの簡素化や有効期間の複数年化を行うこと。

10 予防接種の充実

【所管省庁 厚生労働省】

現在、定期接種化の検討が行われているワクチン（おたふくかぜ及び帯状疱疹）について、接種の安全性を十分に確認した上で早急に定期接種化に向けた議論をまとめること。

また、定期接種化された予防接種に係る費用については、国民すべてに等しく接種が推進されるよう、国において全額財政措置を行うこと。

1 1 アピアランスケアの充実

【所管省庁 厚生労働省】

現在、各自治体が実施している、がん患者やがん経験者の治療に伴う外見変化に対し、ウィッグや補整具等の購入費を助成する取組について、必要とする国民が等しく助成が受けられるよう、国において統一的な支援制度を創設すること。

1 2 骨髄ドナー特別休暇制度の普及拡大、休業補償制度の創設及び十分な財源の確保

【所管省庁 厚生労働省】

官公庁や大手企業等で既に導入されている「骨髄ドナー特別休暇制度」の普及拡大を図るとともに、国において休業補償制度を創設すること。

また、ドナーが提供に至らない理由や求める支援を国において把握・分析した上で更なる提供率の向上につながる総合的な施策を推進するとともに、地方自治体の施策実施のために必要な予算措置を行うこと。

1 3 地域医療介護総合確保基金の十分な財源の確保等

【所管省庁 厚生労働省】

地域医療介護総合確保基金（医療分）について、在宅医療の充実及び医療従事者の確保・勤務環境の改善に関する事業等が安定的に継続できるよう十分な財源を確保するとともに、地域の実情に応じて柔軟に活用できる制度にすること。

1 4 医療提供体制推進事業費補助金（統合補助金）及び医療提供体制施設整備交付金（ハード交付金）の十分な財源の確保

【所管省庁 厚生労働省】

地域の救急医療や周産期医療の提供体制の確保並びに医療提供施設の療養環境等の改善及び充実を図っていくため、医療提供体制推進事業費補助金（統合補助金）及び医療提供体制施設整備交付金（ハード交付金）により実施される事業が安定的に継続できるよう、それぞれ十分な財源を確保すること。

1 5 災害拠点病院等の耐震化整備への財政措置

【所管省庁 厚生労働省】

医療施設の耐震化は喫緊の課題となっており、これを一層推進する必要があることから、「医療施設耐震化臨時特例基金（平成 21～28 年度）」と同様に、都道府県に基金を設置して複数年度に渡る支援が継続して実施できるような助成制度を新たに創設すること。

1 6 医療機関の浸水対策等の充実

【所管省庁 厚生労働省】

災害発生時における医療提供体制を確保するため、浸水対策等に係る補助制度である「医療提供体制施設整備交付金」の対象医療機関、補助対象経費及び補助基準額を拡大すること。

1 7 地方の意見を踏まえた地域医療構想の推進

【所管省庁 厚生労働省】

地域医療構想の推進に当たっては、国は、地域の実情や地方の意見を十分に踏まえたうえで、協議を進めること。

1 8 看護職員人材の確保に向けた外国人准看護師の活動制限等の撤廃（再掲）

【所管省庁 法務省、厚生労働省】

在留資格「医療」の准看護師について、免許を受けた後の４年以内の研修業務に限定する活動制限及び年数制限を撤廃し、看護師等と同様の取扱いとすること。

1 9 障がい福祉制度の改革

【所管省庁 厚生労働省】

- （１）障害者総合支援法の施行に必要な財源を確保し、持続可能な制度とすること。
- （２）地域生活支援事業が円滑に実施できるよう事業実績や地域の実情に見合った確実な財政措置を講じること。
- （３）報酬改定等の制度改正については、改正後の運用が円滑に実施できるよう通知の早期発出や改正内容を事業者へわかりやすく周知するなど、地方公共団体の負担軽減を図ること。併せて、システム改修や制度周知等に係る必要な財政措置を行うこと。

2 0 障がいのある人の就労支援体制の充実・強化

【所管省庁 厚生労働省】

- (1) 障害者就業・生活支援センターの支援員の技能取得・向上により効果的なサービスが提供できる制度に改善すること。また、生活支援等事業について、国庫補助基準額を引き上げること。
- (2) 本県では、全国に先駆けて令和2年9月、企業に雇用される障がいのある社員向けの共同利用型テレワークオフィス「こといろ」を福岡市内に設置した。また、令和5年10月には北九州市内に県内2か所目となる障がい者テレワークオフィス「Beyond Office」を設置した。こうしたテレワークを活用する障がい者雇用の取組が全国に広がるよう、財政支援措置を講じること。

2 1 重度障がい者に対する経済的支援の充実

【所管省庁 厚生労働省】

国において重度障がい者医療費助成制度を創設すること。

2 2 医療的ケア児支援の制度の充実、財政措置（再掲）

【所管省庁 内閣府（こども家庭庁）、厚生労働省】

- (1) 県、市町村が医療的ケア児及びその家族に対する支援施策を実施するために必要な財政措置を講じること。
- (2) 医療的ケア児に対するサービスの提供が十分行われるよう、医療型短期入所サービス等への報酬額の増額を図ること。
- (3) 小・中学校等に在籍する医療的ケア児に対する支援として、保護者付添代行看護師の派遣及び通学時の送迎サービスの利用について必要な財政措置を講じること。

2 3 特別障害者手当・障害児福祉手当の障害程度認定基準

【所管省庁 厚生労働省】

特別障害者手当等の障害程度認定基準については、障がい別に明確な認定基準を示すとともに、認定基準の解釈、運用のためのガイドラインを示すこと。

2 4 障がい者支援施設の老朽化等に伴う施設整備

【所管省庁 厚生労働省】

障がい者支援施設については、昭和 40 年代から 50 年代にかけて建設され、老朽化した建物が数多くあり、老朽化による建て替えの時期を迎えている。

老朽化が著しく火災等の災害の発生の危険性が大きいものなど、建物による被災防止の観点から万全を期しがたいものについては、耐震化工事同様、先延ばしにできないものであるため、施設整備のために必要な財源を国において措置すること。

また、施設の費用負担軽減のため、建て替えに係る基準単価の見直しを行うこと。

2 5 隣保館等の老朽化に伴う財政措置

【所管省庁 厚生労働省】

隣保館は、福祉の向上や人権啓発の住民の交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターであり、また、災害時における避難所としても活用されていることから、安全性の確保が極めて重要な施設であるが、その大半は今後 10 年以内に耐用年数を迎える。市町村が策定した公共施設等総合管理計画（個別施設計画）においても、今後、大規模改修や建て替え需要が集中する。

隣保館に対する地方改善施設整備費補助金について、多数の不採択が生じており、市町村の施設改修計画に甚大な支障が出ていることから、確実に建て替えや改修を実施できるよう、予算の大幅な増額により、必要な財源措置を講じること。

過去に整備した集会所、納骨堂、大型共同作業場等の隣保館以外の施設についても老朽化が著しいことから、隣保館と同様に大規模修繕等に対する財政措置を講じること。また、納骨堂の整備費補助について、墓地移転に伴う事業だけでなく、過去に整備した施設の建て替えや改修についても補助の対象とすること。

2 6 地域生活支援拠点等の整備・運営への財政措置

【所管省庁 厚生労働省】

市町村が整備・運営を行う地域生活支援拠点等について、継続的・安定的に運営ができ、かつ、地域の実情に応じた機能拡充が可能となるよう、明確な整備基準及び運営指針を示した上で、必要な財政措置を講じること。

2 7 地域生活定着促進事業に対する安定的な財政支援

【所管省庁 厚生労働省】

国の責任と財源で実施されてきた地域生活定着促進事業については、安定的・継続的な実施が確保されるよう、全額国庫による財政措置を行うこと。

28 障がい者手帳とマイナンバーカードとの一体化

【所管省庁 厚生労働省】

障がい者手帳とマイナンバーカードとの一体化を実現するとともに、その実施にあたって必要となるシステムの改修等に対して、技術的・財政的支援を行うこと。

29 子育て支援策の充実（再掲）

【所管省庁 内閣府（こども家庭庁）、厚生労働省】

- （１）子ども及びひとり親家庭に対する医療費助成制度を創設すること。
- （２）男性の育児参画のさらなる促進や仕事と子育てが両立できる職場環境づくりに向けて、育児休業期間中の所得を補償する育児休業給付金や企業の取組を促進するための両立支援等助成金の拡充など、施策の一層の充実を図ること。
- （３）「地域少子化対策重点推進交付金」について、補助率の引き上げや、結婚新生活支援事業における対象者の年齢・所得などの要件の緩和を行うとともに、より地方の創意工夫が活かせるよう、柔軟な運用を図ること。

30 きめ細かな雇用対策の充実・強化

【所管省庁 厚生労働省】

- （１）地域における良質で安定的な雇用の場の創出のため、「地域雇用活性化推進事業」に係る地域要件及び事業採択要件の見直しを行うこと。
- （２）ものづくり分野に従事する若年者の確保・育成を進めるため、若年者に対する技能検定受検手数料の減免措置に係る国の補助対象範囲・額を令和３年度まで対象としていた「２級・３級の実技試験を受検する３５歳未満の全ての受検者へ９,０００円を補助」に復元・拡充すること。

31 受講促進に繋げる職業訓練の充実・強化

【所管省庁 厚生労働省】

- （１）職業訓練は、人手不足分野や成長産業分野における人材育成はもとより、離職者等の雇用のセーフティネットとして重要な役割を担っている。職業訓練を希望する全ての人が、その居住地に関わらず経済的な不安なく希望する技術・技能の習得に集中できるよう、通所距離に応じた通所手当を支給すること。
- （２）また、物価や人件費が高騰する中、引き続き民間教育機関等に安定して離職者向け職業訓練を委託できるよう、委託費の上限単価の見直しを図ること。

3 2 自立相談支援機関の機能強化に対する財政支援

【所管省庁 厚生労働省】

緊急小口資金等の特例貸付の償還免除や償還が困難な借受人への相談支援等をきめ細かく行えるよう、自立相談支援機関の就労・家計改善支援機能の強化に対する財政支援を継続すること。

3 3 困難な問題を抱える女性への支援（再掲）

【所管省庁 厚生労働省、内閣府（男女共同参画）】

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行に伴い、DV被害者をはじめ困難な問題を抱える女性への最適な支援を行えるよう、体制の整備・強化や施策の拡充等に必要な財政支援を行うこと。

市町村における女性相談支援員の配置を促進するため、市町村に配置する女性相談支援員の処遇の改善、常勤化や配置義務化等、体制整備のために必要な財政支援や措置を行うこと。

3 4 人権施策の推進（同和問題をはじめとする人権問題の解決）（再掲）

【所管省庁 内閣府（個人情報保護委員会）、内閣府（共生・共助）、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省】

- （１）人権教育及び人権啓発の推進に関する法律や部落差別の解消の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、総合調整機能を担う窓口を設置するなど、教育・啓発等に関する施策を積極的に推進するとともに、地方公共団体への財政措置の拡充を図ること。
- （２）インターネット等を悪用した誹謗中傷や差別表現の流布等、様々な人権に関わる差別その他の人権侵害事案に対応する人権侵害救済制度の早期確立のため、独立性、迅速性、専門性を備えた実効性のある人権委員会の設置等、人権救済の積極的推進を目的とする法的措置を講じること。
- （３）インターネット等を悪用した部落差別の防止について、国においては、プロバイダ業界等民間による自主的取組の促進等を図っているが、現行法等では有効な手段が採れない状況を踏まえ、実効性のある対策を講じること。
- （４）部落差別の解消に向け、「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づく国の施策について、同法第６条に基づき国が実施した部落差別の実態に係る調査の結果も踏まえて、取組内容や国と地方の役割分担の考え方を示すとともに、法の周知をはじめ、相談体制や教育・啓発、地域交流の拠点となる隣保館や教育集会所の整備及び事業の充実に対する支援を含めた実効性のある対策を講じること。

- (5) 個人情報保護法における「同和地区の所在地名（旧同和対策事業対象地域の所在地名）」の取扱いについて、「同和地区の所在地名」は、住民票やその他の情報と結びつけることにより、特定個人が同和地区の出身者、在住者であることが判明し、部落差別につながる恐れがあることから、同法ガイドラインの「不適正利用の禁止」に係る「違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用している事例」として「同和地区の所在地名を入手し、個人情報と照合する行為」を明示すること。
- また、前述と同様の理由から「同和地区の所在地名」の入手を制限する法整備を行うこと。
- (6) 特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチの解消に向け、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に基づき、実効性のある対策を講じること。
- (7) 児童・高齢者・障がいのある人等に対する虐待、子ども同士のいじめや女性への暴力、難病や感染症等の疾患に関する理解不足による偏見・差別、多様な性的指向及びジェンダーアイデンティティに対する理解促進等の様々な人権問題について、全国の地方公共団体は、地域の実情に応じて取り組んでいるところであるが、これらの人権問題の解消に向け、国において、実効性のある対策を講じるとともに、予算の充実確保や地方交付税措置など、必要な財政措置等を行うこと。
- (8) 「全国高等学校統一用紙」の改定にあたっては、応募者一人ひとりの基本的人権を尊重したよりよい統一用紙となるよう性別欄を削除するとともに、応募者の身元調査や就職差別につながる不適正事象を引き起こさないためにも、履歴書・調査書ともに現住所欄を削除する等、令和4年7月22日付けで福岡県高等学校卒業者就職問題連絡協議会から文部科学省初等中等教育局児童生徒課長、厚生労働省職業安定局就労支援室長及び全国高等学校長協会会長宛に提出した「「全国高等学校統一用紙」の改定に向けた要望について」の意見を尊重すること。
- (9) 企業における公正な採用選考の実施に加え、公務所における公正な採用選考の徹底についても、実効性のある対策を講じること。

3 5 納骨堂の老朽化に伴う財政措置

【所管省庁 厚生労働省】

墓地移転の有無にかかわらず、市町村が整備した納骨堂の建て替えや改修についても、補助の対象とすること。

3 6 地方におけるワンヘルスの普及・啓発に関する取組への支援（再掲）

【所管省庁 内閣府（地方創生）、厚生労働省、農林水産省、環境省】

ワンヘルスを広く普及・啓発するため、都道府県が、医師会、獣医師会等と連携して行う啓発イベントなどの取組に対する支援を行うこと。

■農林水産省

1 適切な価格転嫁に向けた対策の推進

【所管省庁 農林水産省】

生産資材や輸入品価格等が高騰し生産コストが上昇していることから、適切に販売価格への転嫁ができるよう、適正取引の推進や消費者の理解醸成など必要な対策を講じること。

2 次期基本計画に対するワンヘルスの理解と推進

【所管省庁 農林水産省】

次期食料・農業・農村基本計画に、ワンヘルスの理念を踏まえた施策を盛り込み、環境と調和のとれた食料システムの確立に向けた取組を推進すること。

3 災害復旧・復興に向けた支援の継続と充実

【所管省庁 農林水産省】

- (1) 令和5年梅雨前線豪雨や平成29年7月九州北部豪雨による被災地域の復興に向けた、農地・農業用施設等の復旧に必要な予算の確保を図ること。
- (2) 自然災害が頻発している状況を踏まえ、生産者の生産意欲が低下することがないように、農業用機械やハウス施設などの修理や購入、次期作に必要な種苗の購入や改植など、必要な支援を迅速かつ柔軟に対応するとともに、県が支援を実施する場合には、特別交付税措置について特段の配慮を行うこと。

4 農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化に対する支援の充実

【所管省庁 農林水産省】

- (1) 農地中間管理事業による農地の集積・集約化を円滑に進めるため、市町村・農地バンクの大幅な業務増加に見合った十分な予算を確保すること。
- (2) 農業経営基盤強化促進法等の趣旨を踏まえ、市町村が主体的かつ責任をもって農地中間管理事業に取り組んでいただくよう、国から市町村に対し働きかけを行うこと。
- (3) 農地中間管理事業事務の簡素化・効率化を図るため、業務の電子化に係る十分な予算を確保すること。
- (4) 「地域計画」の実現を後押しするため、機構集積協力金交付事業については、更なる農地集積・集約化に向けた新たな協力金の創設、制度の安定的な運用を図るとともに、十分な予算措置を講じること。
- (5) 「地域計画」の策定区域や「目標地図」に位置付けられた経営体を対象とする補助事業等について、災害復旧・復興に長期間を要する地域に対し、要件緩和の措置を講じること。

5 水田農業振興対策の充実強化

【所管省庁 農林水産省】

- (1) 主食用米について需要に応じた生産・販売の促進や消費拡大に取り組むとともに、麦大豆や米粉用米などの生産による水田フル活用の推進に必要な経営所得安定対策等の交付金に係る予算を恒久的に確保すること。また、水田活用の直接支払交付金について、5年間に一度も水張りを行わない農地は交付対象外とする方針としているが、現場の実態を十分に踏まえた運用とすること。
- (2) 畑地化は、将来の農業経営や地域農業に大きな影響を及ぼすことから、地権者や土地改良区等と十分な協議時間が確保できるよう、今後も畑地化促進事業に係る予算を確保すること。
- (3) 麦、大豆について、国産シェアの拡大に向けて取り組む産地を後押しするとともに、国産の麦や大豆の利用拡大を促進すること。
- (4) 米粉用米について、グルテンフリーといった米粉の特徴をいかした商品開発や国内外への情報発信といった米粉の利用拡大に向けた取組に必要な予算を引き続き確保するとともに国自ら国内外に向けて効果的な情報発信を継続的に行うこと。
- (5) 米・麦等の優良種子の安定的な供給ができるよう、地方交付税措置を恒久化すること。

6 畜産の競争力強化に向けた支援の充実

【所管省庁 農林水産省】

- (1) 「肉用牛肥育経営安定交付金制度」について、地域の実情に応じた仕組みに見直すとともに、畜産経営安定対策について充実強化を行うこと。
- (2) 畜産経営の収益力向上のため、畜産クラスター事業の継続及び充実強化を行うこと。

7 キウイフルーツかいよう病対策の充実強化

【所管省庁 農林水産省】

- (1) 病害診断に必要な資材の整備や苗木等検査の実施など、本病の感染防止のために必要な予算を十分に確保すること。
- (2) Psa3 系統の感染経路の解明、早期かつ効果的な病害診断技術や耐病性品種の開発を早急に行うこと。また、病害侵入の可能性がある花粉、穂木、苗については輸入検疫を徹底すること。
- (3) 防除効果の高い薬剤の開発や防除技術の確立を早急に行うこと。
- (4) キウイフルーツかいよう病により、果樹経営支援対策事業を利用して改植を行う場合は、過去の事業実施の有無にかかわらず、支援対象とすること。

8 果樹・茶の改植に対する支援の充実

【所管省庁 農林水産省】

果樹・茶の改植に対する支援を、産地の実態を反映した支援水準とすること。

9 花きの需要喚起、消費拡大対策の強化

【所管省庁 農林水産省】

花き消費促進対策に係る公募要件の緩和及び必要な予算の確保を図ること。

10 6次産業化の取組拡大に向けた支援の充実

【所管省庁 農林水産省】

6次産業化の取組を拡大するため、農林漁業者等が実施する施設・機械の整備に係る補助率をすべての地域でかさ上げするとともに、十分な予算額を確保すること。

11 G A Pの推進に向けた支援の充実

【所管省庁 農林水産省】

G A P 認証取得の拡大を図るため、「持続的生産強化対策事業」の予算を十分確保すること。
また、国民に対するG A Pの認知度向上のための取組を進めること。

12 海外品種登録の推進

【所管省庁 農林水産省】

県育成品種の海外での無断栽培を防ぐため、海外での品種登録の迅速化・円滑化に向け、関係国との協議を進めること。

13 新規就農者の定着に向けた支援の継続

【所管省庁 農林水産省】

次世代の農業を担う人材を育成・確保するため、新規就農者育成総合対策については、引き続き十分な予算を確保すること。

14 女性の経営参画に向けた支援の充実

【所管省庁 農林水産省】

女性農業者の能力開発や、女性農業者が主体となって、女性の発想や視点を活かした経営参画が図られるよう、地方で柔軟に活用できる十分な予算を確保すること。

1 5 家畜伝染病の発生予防、人と動物の共通感染症対策の充実強化

【所管省庁 農林水産省】

- (1) 家畜伝染病の発生予防及びまん延防止対策の充実強化を行うこと。特に、豚熱の撲滅対策を徹底するとともに、アフリカ豚熱を国内に持ち込まない水際対策を徹底すること。
- (2) 「ワンヘルス」の理念のもと、人と動物の健康を守るため、関係機関が連携して、畜産農場における共通感染症及び薬剤耐性菌の対策等を推進していくこと。
- (3) 近隣諸国と連携を密にするために、鳥インフルエンザ等の共通感染症対策に取り組む「アジア新興・人獣共通感染症センター（仮称）」を九州に設置すること。

1 6 鳥獣被害対策の充実強化

【所管省庁 農林水産省】

野生鳥獣による農林水産物被害の軽減及び野生イノシシによる豚熱の蔓延防止のため、鳥獣被害防止総合対策交付金については、十分な財源の確保を行うとともに、捕獲補助金の単価の増額や、尾の確認を行わずとも捕獲補助金を交付するなど、地域の実情を考慮した仕組みとすること。

1 7 収入保険制度の充実強化

【所管省庁 農林水産省】

農業保険については、農業者が無保険の状態になることのないよう、農業者個々が経営内容に応じたメリット・デメリット等を理解した上で加入判断ができるように、引き続き、きめ細かな制度周知に努め、農業共済団体が行う加入者確保に向けた取組等に必要な予算を確保すること。

また、自然災害など農業者の経営努力では避けられない収入減少を基準収入から外す、営農継続を支援するために早期実行が必要なつなぎ融資の手続を簡略化する、原材料価格高騰の影響による費用の増加分を補てんするなど、制度改正及び柔軟な制度運用を行うこと。

1 8 特別栽培農産物の流通促進対策の充実強化

【所管省庁 農林水産省】

特別栽培農産物の流通を促進するため、有機農産物と同等に消費者に対するPRイベントや商談会の開催などの流通促進に係る支援を講じること。

1 9 日本型直接支払制度の充実強化

【所管省庁 農林水産省】

- (1) 日本型直接支払制度の多面的機能支払及び日本型直接支払推進交付金は、必要額が確保されておらず、取組に支障をきたしていることから、必要な予算を確実に確保すること。併せて、地方負担の軽減を図ること。
また多面的機能支払は、活動組織の事務負担による取組の縮小や断念が懸念されるため、令和7年度からの第3期対策において手続きの簡素化を図ること。
- (2) 中山間地域等直接支払は、高齢化や人口減少による人材不足で取組継続を断念する集落の増加が懸念されるため、令和7年度からの第6期対策において手続きの簡素化や外部人材の確保への支援充実など、取組継続に向けた必要な対策を講じること。
- (3) 環境保全型農業直接支払は、農業者の高齢化による取組の縮小や断念が懸念されるため、令和7年度からの第3期対策において手続きの簡素化と要件の緩和を図ること。

2 0 農業協同組合の経営基盤の充実強化

【所管省庁 農林水産省】

農業協同組合制度については、自己改革の進展に向けて、営農指導や農産物の有利販売等の強化に資するよう経営基盤の充実等のための対策を講じること。

2 1 農地転用許可制度の見直し

【所管省庁 農林水産省】

- (1) 農地法第5条で、農地転用許可を受けた第2種、第3種農地について、許可条件違反の状態が継続または継続する恐れのある場合、これを是正することが可能となるよう制度の見直しを行うこと。
- (2) 農業公共投資を行った後、一定年数を経過した中山間地域の農地について、有害鳥獣の温床になるなど周辺の営農に支障を及ぼす可能性がある場合は林地等への転用を認めることができるよう制度の見直しを行うこと。

2 2 農地法制の見直しに係る地方への配慮

【所管省庁 農林水産省】

- (1) この度の農地法制の見直しにおいて、「農業振興地域の整備に関する法律（以下「農振法」という。）」、「農地法」及び「農業経営基盤強化促進法」が改正されたが、それに伴う地方公共団体の事務への影響が不透明であることから、地方公共団体に対し十分な説明を行うこと。
- (2) 農振法改正案の第 13 条第 6 項にある「面積目標の達成に支障を生じる恐れがない」と認める判断基準など、法改正に伴い新たに生じる判断について、各種法令の運用通知やガイドライン等でその判断基準を示すこと。

2 3 農山漁村振興交付金「最適土地利用総合対策」の要件緩和

【所管省庁 農林水産省】

令和 5 年度に創設された農山漁村振興交付金「最適土地利用総合対策」について、認定農業者などの個人による小規模な取組を支援の対象とするよう要件の緩和を図ること。

2 4 過疎地域における施策の推進（山村振興関連・棚田地域）（再掲）

【所管省庁 内閣府（地方創生）、農林水産省】

令和 6 年度末で期限切れとなる山村振興法及び棚田地域振興法を延長し、支援措置の充実を図ること。

2 5 国営施設機能保全事業の推進

【所管省庁 農林水産省】

「国営施設機能保全事業」、「水資源機構筑後川下流用水総合対策事業」を計画的に実施するため、必要な予算を確保すること。

2 6 農用地土壌汚染対策に向けた支援の継続

【所管省庁 農林水産省】

公害防除特別土地改良事業を計画的に実施するため、事業を継続すること。

2 7 農業水利施設の適正管理に向けた支援の充実

【所管省庁 農林水産省】

- (1) 農業構造や営農形態の変化等への対応に加え、気候変動による豪雨被害の頻発化・激甚化、農業用ダムの洪水調節機能の強化に適切に対応できるよう、農業水利施設の維持管理に関する必要な予算を確保し、緊急浚渫推進事業債及び緊急自然災害防止対策事業債については、対象期間を延長すること。また、農業用排水路についても緊急浚渫推進事業債の対象施設に拡充すること。
- (2) 土地改良施設維持管理適正化事業については、当初計画の事業費が上回った場合においても、補助の対象とすること。

2 8 ため池等防災対策の充実強化

【所管省庁 農林水産省】

- (1) 国が定めるため池などの農業用施設に係る設計について、近年の豪雨災害に対応した設計基準となるよう検証や見直しを行うこと。
- (2) 「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」に基づき、所有者及び管理者、地方公共団体が、その責務や役割を適切に果たせるよう、適切な財政措置を行うこと。
- (3) 防災重点農業用ため池の整備や劣化状況評価、ハザードマップ作成などの防災対策を推進するため、安定的・継続的な予算確保と地方財政措置の充実を図ること。
- (4) 農業水路等長寿命化・防災減災事業については、計画的に事業実施ができるよう、整備交付金及び推進交付金の十分な予算措置と配分を行うこと。
- (5) 農業水路等長寿命化・防災減災事業におけるため池の監視・管理体制の強化について、定額助成の上限額を撤廃すること。

2 9 流域治水対策の充実強化

【所管省庁 農林水産省】

流域治水の一環である「田んぼダム」の取組面積の拡大に向け、多面的機能支払交付金の拡充など支援の充実を図ること。

3 0 森林・林業・木材産業のグリーン成長に向けた支援の充実

【所管省庁 農林水産省】

- (1) 豊富な森林資源を循環利用しつつ、森林・林業・木材産業を持続的に発展させるため、川上の木材生産から川下の木材需要の拡大までの取組に対する総合的な支援をより充実させるとともに、十分な予算を確保すること。
- (2) 森林環境譲与税を活用した森林整備の促進に向け、市町村が重要な役割を担うことに鑑み、市町村の実施体制への支援強化など、必要な対策を講じること。

3 1 林業における担い手確保対策の充実強化

【所管省庁 農林水産省】

カーボンニュートラルを見据えた林業のグリーン成長と森林資源の適切な管理を推進するため、新規就業者の確保・育成や、林業従事者の労働条件の改善に向けた取組など、担い手対策における十分な予算の確保及び事業の拡充など、支援の充実強化を図ること。

3 2 森林・山村多面的機能発揮対策の充実強化

【所管省庁 農林水産省】

森林所有者や地域住民等の協働により、森林の有する多面的機能を発揮するため、森林・山村多面的機能発揮対策交付金について、十分な予算を確保するとともに、全額国庫負担とすること。

3 3 竹材の新たな用途開発の推進

【所管省庁 農林水産省、経済産業省】

放置竹林の整備を推進するためには、竹材の需要を拡大する必要があることから、エネルギー利用など安定的で大きな需要が見込まれ、かつ付加価値の高い竹材の新たな用途を開発すること。

3 4 松くい虫被害対策の推進

【所管省庁 農林水産省】

松くい虫被害を軽減させるためには、徹底した防除対策を行う必要があることから、対策に必要な予算を十分確保するとともに、国有林については、国の責任において万全の防除対策を講じ、民有林との一層の連携強化を図ること。

3 5 土地取引の規制を含む法令の整備

【所管省庁 農林水産省、国土交通省】

国民の安全・安心な生活の確保のため、水源地域など公益性の高い土地については、外国資本によるものを含む土地取引の規制（許認可等）に係る法令の整備を行うこと。

3 6 埋設 2, 4, 5—T 系除草剤の処理の推進

【所管省庁 農林水産省】

国有林に埋設された埋設 2, 4, 5—T 系除草剤の掘削処理について、十分な安全対策を講じた上で速やかに取り組むこと。また、掘削処理後当面の間、埋設箇所を含む周辺の土壌及び水質のモニタリング等による安全性の確認を確実に実施すること。

3 7 有明海再生対策の充実強化

【所管省庁 農林水産省】

有明海再生対策については、平成 20 年の農林水産大臣談話に基づく事業の継続、有明海の特別措置法に基づき各県が作成した有明海再生計画に沿って実施する総合的な施策、さらに、沿岸 4 県が協調して実施した調査結果に基づき講じる対策に必要な財源措置を充実すること。

また、令和 5 年の農林水産大臣談話に基づく有明海再生の加速化を図るための「必要な支援」については、本県有明海漁連の意向に沿った事業となるとともに、必要な予算を確保すること。

3 8 有明海の環境変化の原因究明調査の実施

【所管省庁 農林水産省】

有明海再生のためには、有明海の環境変化の原因究明が極めて重要であり、この原因究明の調査については、国の責任において実施すること。

3 9 漁業における担い手確保対策の充実強化

【所管省庁 農林水産省】

漁業における新規就業者の確保・育成対策として、経営が不安定な漁業就業前後の所得を確保し、経営自立をサポートする給付金制度を創設すること。また、国が行う新規就業者の研修支援について、十分な予算を確保するとともに、新規漁業学校以外での就業前研修への支援や新規就業を希望する漁家子弟の対象を拡充すること。

4 0 新たな資源管理制度への移行に向けた支援の充実

【所管省庁 農林水産省】

漁業法改正に伴う新たな資源管理制度において、国の要請により都道府県が実施する資源調査について、国が必要な予算を確保するとともに、資源管理措置を行う漁業者に対する経営安定対策を講じること。

4 1 離島漁業再生支援交付金制度の充実強化

【所管省庁 農林水産省】

離島漁業を維持・再生させるため、離島漁業再生支援交付金について、十分な予算の確保とともに、手続きの簡素化を図ること。

4 2 ノリ輸入制度の堅持

【所管省庁 農林水産省】

ノリが無制限に輸入されないよう、輸入制度を堅持すること。

4 3 漁場のゴミ処理及び海底の堆積物処理対策の推進

【所管省庁 農林水産省、環境省】

漁場へのゴミの流入抑制対策や漂流ゴミ等の回収・処理に対する予算の確保・充実に努めるとともに、海底の堆積物や土砂の処理について、緊急に対応できるような事業を構築すること。

4 4 地方におけるワンヘルスの普及・啓発に関する取組への支援（再掲）

【所管省庁 内閣府（地方創生）、厚生労働省、農林水産省、環境省】

ワンヘルスを広く普及・啓発するため、都道府県が、医師会、獣医師会等と連携して行う啓発イベントなどの取組に対する支援を行うこと。

■経済産業省

1 地域に根差した中小企業・小規模事業者対策の充実・強化

【所管省庁 経済産業省】

- （１）中小企業・小規模事業者の成長・発展を図るため、創業、技術開発、経営改善、金融、販路開拓、経営革新、事業再構築、海外展開、生産性向上など、総合的な対策を引き続き推進すること。
- （２）中小企業の生産性向上を総合的に支援する地域独自の取組に対する積極的な支援を行うこと。
- （３）中小企業の幅広い相談ニーズに対応できる体制確保のため、十分な予算を確保すること。

2 中小企業の資金繰り支援

【所管省庁 経済産業省】

- (1) 中小企業等に対する各種金融措置を継続して押し進めること。
- (2) 県制度融資に係る信用保証に基づく代位弁済等の県に生じる負担に対する支援を行うこと。

3 中小企業における設備投資促進、製品開発支援の環境整備

【所管省庁 経済産業省】

- (1) 中小企業の将来の成長や収益向上には、設備投資や IT 導入、販路開拓など、中小企業が成長するために必要となる投資の促進や、環境変化への対応が必須である。そのため、ものづくり補助金、持続化補助金、IT 導入補助金における、新たな特別枠の設定、補助率の引上げを行うこと。
- (2) 中小企業での新技術・新製品の開発には、関連する先端設備の導入が必要であるが、中小企業単独では資金面・人材面で導入が困難である。そのため、中小企業へ技術支援や人材育成を直接的に行っている公設試等に対する先端機器導入補助事業を再開、あるいは創設すること。

4 先端成長産業育成等への支援強化（再掲）

【所管省庁 内閣府（地方創生）、文部科学省、経済産業省】

- (1) 自動車、水素エネルギー、バイオテクノロジー、医療福祉機器、ロボット・半導体、コンテンツ・ソフトウェア、有機EL、ブロックチェーン、宇宙ビジネス、デジタル化などの先端成長産業の育成・集積を図るため、研究開発、実証、実用化、人材育成等の取組に対する継続的な支援を行うこと。
- (2) 自動車産業の中小部品メーカーの革新的な技術開発等に対する積極的な支援を行うこと。
- (3) 水素関連の研究開発等を推進し、国内の水素産業を更に発展させるには、試験研究機関における効率的な試験等が不可欠。試験機関等における高圧水素設備の夜間・休日の連続無人運転を可能とするなど、効率的な水素試験研究を行えるよう高圧ガス保安法の運用の見直しを行うこと。
- (4) 水素需要が見込める製鉄分野において、製鉄プロセスの脱炭素化を実現するための研究開発等に対する継続した支援を行うこと。

5 電動車の早期普及に向けた取組の促進

【所管省庁 経済産業省、環境省】

運輸部門（自動車）の脱炭素化に向け、2035年までに乗用車新車販売で電動車100%を実現させるとともに、2030年までに公共用充電インフラを30万口（うち、急速は3万口）設置し、その高出力化を図るため、電動車への支援制度を拡充し、その早期普及を図るとともに、充電インフラなどの環境整備を加速させること。

6 観光振興に向けた取組の推進

【所管省庁 国土交通省（観光庁）、経済産業省】

- (1) 地域が行う訪日外国人等の受入環境整備に対し、補助率の引上げ等支援を充実すること。
- (2) 自転車活用推進計画に定める「先進的なサイクリング環境の整備を目指すモデルルート」において、地域が行う走行環境や受入環境整備へ積極的に支援すること。
- (3) 伝統的工芸品の産地が行う需要開拓、人材育成・確保などに係る支援をさらに拡充させるとともに、伝統工芸を観光資源とする地域の誘客に対する支援を積極的に行うこと。

7 竹材の新たな用途開発の推進（再掲）

【所管省庁 農林水産省、経済産業省】

放置竹林の整備を推進するためには、竹材の需要を拡大する必要があることから、エネルギー利用など安定的で大きな需要が見込まれ、かつ付加価値の高い竹材の新たな用途を開発すること。

8 地域経済を牽引する企業の更なる成長の促進

【所管省庁 経済産業省】

- (1) 各自治体が企業誘致の受け皿となる産業団地を整備するにあたり、地域未来投資促進法に基づく土地利用調整を活用したレディメイド型の産業団地も造成可能とするなど、制度の合理化を図ること。
- (2) 令和6年度末に適用期限を迎える地域未来投資促進税制について、延長を行うこと。

■経済産業省（資源エネルギー庁）

1 地域間連系線の早期増強及び蓄電池の導入拡大等への支援

【所管省庁 経済産業省（資源エネルギー庁）】

再生可能エネルギーの更なる普及促進のため、広域的な電力融通を可能とする地域間連系線の早期増強及び蓄電池の導入拡大等への支援を行うこと。

2 脱炭素電力を活用した産業集積への支援

【所管省庁 経済産業省（資源エネルギー庁）】

九州で余剰する再生可能エネルギーを有効活用し、再生可能エネルギーの更なる普及促進を図るため、脱炭素電力が豊富な九州への産業集積が進むよう、仕組みを構築すること。

3 安価で安定的な、環境にも配慮したエネルギー供給体制の構築

【所管省庁 経済産業省（資源エネルギー庁）、環境省】

- （１）安価で安定的なエネルギーの需給の実現に向けて、取組を強化すること。
- （２）再生可能エネルギーやコージェネレーションなどの更なる普及促進を図るため、設備導入への支援等を継続すること。

4 省エネルギー対策への支援制度の充実

【所管省庁 経済産業省（資源エネルギー庁）、国土交通省、環境省】

脱炭素社会の実現のため、省エネ住宅や建築物の新築、既存住宅や建築物における省エネ改修、省エネ家電や省エネ機器等への買換え、エネルギーマネジメントシステムの導入などへの支援制度の拡充を図ること。

5 東京電力福島第一原子力発電所事故対応と原子力発電所の安全対策（再掲）

【所管省庁 内閣府（原子力防災）、経済産業省（資源エネルギー庁）、環境省（原子力規制庁）】

- （１）原子力発電所の安全性については、国が責任をもって確認・確保し、電力事業者とともに国民に対し、その安全性やエネルギー政策上の必要性等について十分な説明を行い、理解を得ていくこと。
- （２）原子力規制委員会は、新規規制基準及び新たに導入される高経年化した原子炉に関する認可制度に基づき、国民の期待に応えるべくしっかり規制・審査するとともに、原子力規制検査制度の実効性を高めること。

■国土交通省

1 国道 201 号八木山バイパスの早期 4 車線化

【所管省庁 国土交通省】

- （１）八木山バイパスの 4 車線化を早期に整備すること。
- （２）穂波西 IC をフルインター化すること。

2 国道 201 号香春-行橋の早期事業化

【所管省庁 国土交通省】

国道 201 号香春-行橋の 4 車線化を早期に事業化すること。

3 高規格道路等の整備推進

【所管省庁 国土交通省】

- (1) 福岡高速 3 号線延伸事業の早期完成に必要な予算を措置すること。
- (2) 北九州高速 5 号線（戸畑枝光線）延伸事業の早期完成に必要な予算を措置すること。
- (3) 有明海沿岸道路「三池港 IC～大野島 IC」区間における混雑区間の早期 4 車線化及び大牟田（三池港 IC）～熊本市の整備を推進すること。
- (4) 西九州自動車道全線の自動車専用道路としての整備を推進すること。
- (5) 北九州福岡道路、福岡東環状道路及び福岡鳥栖道路の早期実現を図ること。

4 安定的な物流確保に必要な幹線道路の重要物流道路への追加指定

【所管省庁 国土交通省】

物流の円滑化・強靱化を図るため、交通量が多く、大型車混入率が高い幹線道路（一般国道 200 号、322 号、主要地方道筑紫野古賀線、久留米筑紫野線）を重要物流道路に指定すること。

5 直轄事業と連携する道路整備等の交付金制度拡充

【所管省庁 国土交通省】

重要物流道路に指定されている直轄国道との円滑な連携を図るための道路整備及び主要渋滞箇所の対策事業について、交付金制度の重点配分対象に拡充すること。

6 大規模災害に備える道路網の確実な整備

【所管省庁 国土交通省】

地域防災計画に定める緊急輸送道路ネットワークの確実な整備に必要な予算を確保すること。

7 九州大学学術研究都市構想に基づく関連道路整備の推進

【所管省庁 国土交通省】

学術研究都市の形成に係る道路整備に必要な予算を確保し、整備推進を図ること。

- (1) 中央ルートなどのアクセス道路の早期完成
- (2) 今宿道路（福岡市～糸島市）の整備推進
- (3) 西九州自動車道の追加インターチェンジの早期実現

8 道路防災事業の推進

【所管省庁 国土交通省】

豪雨や地震などによる道路法面崩壊や落石等を未然に防止するため、道路防災対策を着実に早急に推進し、必要な予算を確保すること。

9 道路施設の老朽化対策の推進

【所管省庁 国土交通省】

- (1) 今後、急速に高齢化が進む道路施設（橋梁、トンネル等）の老朽化対策を推進し、必要な予算を配分すること。
- (2) 市町村の道路施設の点検、修繕に係る交付金の国費率を嵩上げするとともに、維持管理・更新に関する技術開発や技術者の育成を行い、市町村を支援すること。

10 道路施設の震災対策の推進

【所管省庁 国土交通省】

大規模災害時の救急救命活動や復旧活動を支えるため、緊急輸送道路等、特に重要な路線上の橋梁については、被災後速やかに機能を回復できるよう震災対策事業を推進し、必要な予算を確保すること。

11 交通安全事業の推進

【所管省庁 国土交通省】

交通事故のない安全な交通空間の確保と安心して移動できる環境確保のため、道路の無電柱化、自転車利用環境の整備、歩道設置、交差点改良及び歩道のバリアフリー化などの交通安全事業を推進し、必要な予算を確保すること。

1 2 自動運転移動サービスの実現・普及に向けた取組の推進

【所管省庁 国土交通省】

地方における自動運転移動サービスの実現及び普及への取組に必要な予算を確保すること。

1 3 自転車活用の推進

【所管省庁 国土交通省】

- (1) 「自転車活用推進計画」に基づく措置に対する必要な予算を確保すること。
- (2) 併せて、地方版自転車活用推進計画に基づく措置に対する補助制度の充実・強化を図ること。

1 4 災害に強い河川整備の推進

【所管省庁 国土交通省】

気候変動に伴い激甚化・頻発化する自然災害から県民の生命と財産を守り、社会の重要な機能を維持することができるよう、事前防災対策を強力に推進するために必要な予算を確保すること。

1 5 津波・高潮対策の推進

【所管省庁 国土交通省】

- (1) 台風により過去幾度となく甚大な高潮被害が発生していることから、今後の災害の予防・軽減に資するため、海岸整備事業、河川整備事業を推進し、必要な予算を確保すること。
- (2) 地震による津波や高潮の被害リスクに対し、避難体制を整備するためのソフト対策を推進すること。

1 6 河川施設の老朽化対策の推進

【所管省庁 国土交通省】

- (1) 水門、揚排水機場、ダム等の多くの施設の老朽化が著しいことから、これらの老朽化対策を推進し、必要な予算を確保すること。
- (2) 河川施設等の定期点検や小規模な修繕に要する費用を交付金の交付対象とすること。

1 7 公共施設の防災対策等のための地方債の延長・拡充

【所管省庁 国土交通省】

喫緊の課題である防災・減災対策を着実に推進するため、令和6年度までとなっている緊急浚渫推進事業債と令和7年度までとなっている緊急自然災害防止対策事業債の期限延長を行うとともに、対象事業の更なる拡大及び要件緩和を講じること。

1 8 下水道事業の推進

【所管省庁 国土交通省】

快適な生活環境の確保、公共用水域の水質保全等を図るため、下水道整備の推進に必要な予算の確保等を図ること。

- (1) 公共下水道、流域下水道の早期概成に向けた整備推進
- (2) 浸水対策の推進
- (3) 下水道施設の老朽化対策の推進
- (4) 官民連携の推進に向けた環境整備

1 9 水道施設整備費国庫補助等予算の確保と制度の充実・強化

【所管省庁 国土交通省】

老朽施設更新、耐震化、広域化及び浸水対策等の事業に対する財政支援措置の充実・強化を図るとともに、水道の広域連携推進のため、「水道事業運営基盤強化推進事業」の採択要件の緩和を図ること。

2 0 福岡導水施設地震対策事業の促進

【所管省庁 国土交通省】

「福岡導水施設地震対策事業」の促進のために必要な予算を確保すること。

2 1 筑後川水系ダム群連携事業の推進

【所管省庁 国土交通省】

筑後川水系ダム群連携事業の推進のために必要な予算を確保すること。

2 2 土地取引の規制を含む法令の整備（再掲）

【所管省庁 農林水産省、国土交通省】

国民の安全・安心な生活の確保のため、水源地域など公益性の高い土地については、外国資本によるものを含む土地取引の規制（許認可等）に係る法令の整備を行うこと。

2 3 土砂災害対策の推進

【所管省庁 国土交通省】

- （１）土砂災害の危険な箇所を解消するため、砂防関係事業に係る保全人家戸数の採択基準の緩和等を行うとともに、対策工事の推進に必要な予算を確保すること。
- （２）災害関連事業及び災害復旧関係事業に係る補助制度の一層の充実に向け、激甚災害の柔軟な指定や砂防堰堤の緊急除石の活用等により、再度災害防止を図ること。

2 4 砂防関係施設の老朽化対策の推進

【所管省庁 国土交通省】

- （１）今後、急速に高齢化が進む砂防関係施設の老朽化対策を推進し、必要な予算を確保すること。
- （２）予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた技術支援を行うこと。

2 5 重要港湾苅田港・三池港の機能強化

【所管省庁 国土交通省】

- （１）自動車産業やセメント産業など地域の基幹産業の競争力を支える重要港湾苅田港について、機能強化を推進すること。
- （２）県南地域の地域経済を支える物流拠点として、重要な役割を担っている重要港湾三池港について、機能強化を推進すること。

2 6 港湾施設の老朽化対策並びに防災・減災の推進

【所管省庁 国土交通省】

- （１）港湾施設の老朽化対策を推進するため、施設の定期点検・小規模な修繕に要する費用を補助及び交付金の対象とすること。
- （２）港湾施設における防災・減災を推進し、必要な予算を確保すること。

2 7 世界遺産である三池港の管理保全支援

【所管省庁 国土交通省】

世界遺産「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産かつ稼働資産である三池港について、引き続き管理保全に関する技術的支援・財政的支援を行うこと。

2 8 日本海側の拠点としての北九州港・博多港の機能強化

【所管省庁 国土交通省】

発展著しいアジアに近いという地理的優位性を活かし、国際競争力を高めるとともに 2024 年問題に対応するため、日本海側の拠点としての北九州港・博多港の機能強化を推進すること。

2 9 世界遺産である官営八幡製鐵所等の管理保全支援

【所管省庁 国土交通省】

世界遺産「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産かつ稼働資産である官営八幡製鐵所及び遠賀川水源地ポンプ室について、管理保全のため非稼働資産と同等の財政的支援を行うこと。

3 0 「コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくり」と「まちの賑わい創出」につながる施策の推進

【所管省庁 国土交通省】

「コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくり」と「まちの賑わい創出」につながる施策に取り組む自治体に対し、重点的な支援をすること。

3 1 街路事業の推進

【所管省庁 国土交通省】

都市における自動車等の円滑な交通の確保と安全で安心して生活ができる市街地の形成を図るため、次の事業の推進に必要な予算を確保すること。

- (1) 西鉄天神大牟田線（春日原～下大利）連続立体交差事業
- (2) 都市の骨格を形成する幹線街路の整備

3 2 都市公園事業の推進

【所管省庁 国土交通省】

都市における快適な生活環境の整備や災害時の避難場所の確保、多様なイベントや健康増進活動の場の提供、さらに観光資源の一つとして、次の都市公園整備の推進に必要な予算を確保すること。

- (1) 県営筑後広域公園
- (2) 県営大濠公園・県営西公園
- (3) 国営海の中道海浜公園

3 3 パークアンドライドの促進（再掲）

【関係省庁 総務省、国土交通省】

パークアンドライド用駐車場への固定資産税減免に対する支援措置を講じること。

3 4 盛土規制法の施行に伴う基礎調査に必要な支援

【所管省庁 国土交通省】

盛土規制法の施行に伴う基礎調査に必要となる支援を行うこと。

3 5 住宅・建築物の耐震化の推進

【所管省庁 国土交通省】

地震に強い安全・安心な県づくりを実現するため、住宅や不特定多数の者・避難弱者が利用する特定建築物、さらには防災拠点となる庁舎等の耐震化の推進のため、重点的な予算配分を行うこと。

3 6 住宅セーフティネット機能の確保・強化

【所管省庁 国土交通省】

- (1) 住宅確保要配慮者の居住の安定と安全を図るため、老朽化した公営住宅等の建替・改善の推進に必要な予算を確保するとともに、建設に係る国費率の嵩上げのほか、維持修繕に係る費用を交付対象とする等の制度の拡充を図ること。
- (2) 老朽化の著しい公営住宅等の建替推進のため、モデル的な事業を実施すること。
- (3) サービス付き高齢者向け住宅整備事業の時限措置を撤廃すること。

3 7 住環境整備・住宅市街地整備の推進

【所管省庁 国土交通省】

- (1) 不良住宅等の密集した地区の住環境整備を推進するため、必要な財源を確保するとともに制度の拡充を図ること。
- (2) 狭あい道路の整備を推進し、安全な住宅市街地の形成を図るため、狭あい道路整備等促進事業の時限措置を撤廃すること。

3 8 住宅ストックの有効活用

【所管省庁 国土交通省】

人口減少・少子高齢社会において、既存住宅の流通を促進し、空き家の発生を抑制すること。
また、子育て世帯や高齢世帯が各々のニーズに応じた生活を送れるよう、既存住宅を活用した住み替えやリノベーションを促進するなど、さらなる住宅ストックの有効活用が進むような対策を講じること。

3 9 公営住宅の災害時の宅地復旧に関する支援

【所管省庁 国土交通省】

公営住宅の災害時における宅地の早期復旧による安全確保のため、制度の拡充を図るとともに必要な財源を確保すること。

4 0 省エネルギー対策への支援制度の充実（再掲）

【所管省庁 経済産業省（資源エネルギー庁）、国土交通省、環境省】

脱炭素社会の実現のため、省エネ住宅や建築物の新築、既存住宅や建築物における省エネ改修、省エネ家電や省エネ機器等への買換え、エネルギーマネジメントシステムの導入などへの支援制度の拡充を図ること。

4 1 防災・減災、国土強靱化を推進するための国の体制強化（再掲）

【所管省庁 総務省、国土交通省】

激甚化・頻発化する大規模自然災害の脅威・危機への対応や流域治水をはじめとする防災・減災、国土強靱化を強力に推進するためにも、九州地方整備局等の体制の充実や強化を図ること。

4 2 国の技術職員による被災市町村への支援（再掲）

【所管省庁 総務省、国土交通省】

近年、自然災害が激甚化・頻発化する一方で、小規模市町村においては、土木職など技術職員の不足が深刻化していることから、被災市町村の求めに応じ、県や市町村の技術職員を派遣する仕組みと同様に、専門知識を有する国の技術職員を被災市町村に中長期派遣できる仕組みを構築すること。

4 3 公共交通施設のバリアフリーの推進

【所管省庁 国土交通省】

高齢者、障がいのある人等の移動の円滑化を図るため、交通事業者が行う公共交通施設のバリアフリー化整備・維持管理に必要な予算を確保するとともに、補助制度の充実・強化を図ること。

4 4 障がい者福祉施策の充実

【所管省庁 国土交通省】

鉄道は障がいのある方の生活にも密接に関わることから、重度障がい者の割引適用の条件である距離制限を撤廃するよう交通事業者に働きかけること。

また、重度障がい者に対する特別急行料金については、介護者を含め2人分の負担を要することとなるため、本人及びその介護者に対して、普通旅客運賃に加え割引の対象とするよう働きかけること。

併せて国による事業者への財政的支援を含め、有効な対策を講じること。

4 5 地籍調査事業の推進

【所管省庁 国土交通省】

土地の基礎的な情報を整備する地籍調査を早期に完了させるため、調査に必要な予算を確保すること。

4 6 鉄道の整備推進

【所管省庁 国土交通省】

整備新幹線の整備を推進すること。

- (1) 東九州新幹線の整備計画路線への格上げ及び所要の整備財源の確保
- (2) 九州新幹線西九州ルート of 整備推進

4 7 鉄道の安全輸送に関する予算の確保（再掲）

【所管省庁 総務省、国土交通省】

- （１）地方の鉄道の安全輸送の確保のために、現行補助制度を維持するとともに必要な予算を確保すること。
- （２）中小民間鉄道の安全輸送施設整備にかかる地方負担分についても、第三セクター鉄道と同様、地方債の起債対象とすること。

4 8 鉄道の豪雨対策の促進に係る税制措置（再掲）

【所管省庁 総務省、国土交通省】

鉄道事業者が豪雨対策のために取得した資産の税負担を軽減する税制措置を講じること。

4 9 ライドシェアの検証

【所管省庁 国土交通省】

日本版ライドシェアでは、安全・安心の確保を最優先とし、国は事業の実施状況についてモニタリングを行い、データを検証、評価し、適時適切に改善していくこと。

■国土交通省（観光庁）

1 観光振興に向けた取組の推進（再掲）

【所管省庁 国土交通省（観光庁）、経済産業省】

- （１）地域が行う訪日外国人等の受入環境整備に対し、補助率の引上げ等支援を充実すること。
- （２）自転車活用推進計画に定める「先進的なサイクリング環境の整備を目指すモデルルート」において、地域が行う走行環境や受入環境整備へ積極的に支援すること。
- （３）伝統的工芸品の産地が行う需要開拓、人材育成・確保などに係る支援をさらに拡充させるとともに、伝統工芸を観光資源とする地域の誘客に対する支援を積極的に行うこと。

■環境省

1 災害時におけるペット救護対策

【所管省庁 環境省】

自然災害が頻発している状況を踏まえ、自治体が実施する災害時におけるペット救護対策への財政支援を行うこと。

2 地球温暖化対策の推進

【所管省庁 環境省】

- (1) 世界的な課題である地球温暖化に対し、国を挙げて取り組む機運を醸成し、国民、事業者、行政といった全ての主体が一体となった取組を着実に推進するとともに、地域における地球温暖化対策の推進のため、地域地球温暖化防止活動推進センターの運営等について、必要な予算を確保すること。
- (2) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金については、予算規模を大胆に拡充するとともに、選定期間の延長など、地域の実情に合わせた柔軟な活用ができる制度となるよう運用改善を行うこと。

3 省エネルギー対策への支援制度の充実（再掲）

【所管省庁 経済産業省（資源エネルギー庁）、国土交通省、環境省】

脱炭素社会の実現のため、省エネ住宅や建築物の新築、既存住宅や建築物における省エネ改修、省エネ家電や省エネ機器等への買換え、エネルギーマネジメントシステムの導入などへの支援制度の拡充を図ること。

4 電動車の早期普及に向けた取組の促進（再掲）

【所管省庁 経済産業省、環境省】

運輸部門（自動車）の脱炭素化に向け、2035 年までに乗用車新車販売で電動車 100%を実現させるとともに、2030 年までに公共用充電インフラを 30 万口（うち、急速は 3 万口）設置し、その高出力化を図るため、電動車への支援制度を拡充し、その早期普及を図るとともに、充電インフラなどの環境整備を加速させること。

5 気候変動適応策の推進

【所管省庁 環境省】

地域における気候変動適応策を推進するため、情報収集・発信拠点である地域気候変動適応センターの運営等について、必要な財政措置を講じるとともに、地域特性を踏まえた情報発信ができるよう、評価手法の開発・提供など技術的な支援を強化すること。

特に熱中症対策については、県や市町村が取組を着実に実施できるよう、必要な財政措置や技術的な支援を講じるとともに、熱中症特別警戒情報等について、確実かつ迅速に周知・伝達できるシステムを国が主導して構築すること。

6 高濃度光化学オキシダントなどの越境大気汚染対策の推進

【所管省庁 環境省】

関係各国に対し、東アジアにおける広域的な大気保全対策の推進を強力に働きかけるとともに、国内外の試験研究機関における共同研究への支援を強化するなど、さらなる取組を推進すること。

7 地方公共団体における石綿（アスベスト）飛散防止対策への支援強化

【所管省庁 環境省】

大気汚染防止法の改正に伴い、令和4年4月から都道府県等への石綿事前調査結果の報告が開始されたが、その報告件数は国の当初想定を大きく上回っている。

- (1) 本県においては、これら報告された事前調査結果すべての内容確認を行い、必要な事案等への立入検査(分析検査を含む)を行っているが、国においては、これら地方公共団体の取組に対する財政的支援、人的支援、技術的支援を強化すること。

また、令和4年4月から運用開始された石綿事前調査結果報告システムについて、地方公共団体や事業者の意見を踏まえ、早期に使いやすいシステムに改修すること。

- (2) 吹付け材以外の石綿含有建材も含めた石綿の事前調査及び除去事業に関して、建築物の所有者等に対する助成制度を創設すること。

8 有機フッ素化合物（P F A S）対策の推進

【所管省庁 環境省】

- (1) 有機フッ素化合物（P F A S）のばく露による人の健康への影響や環境中における挙動等を明らかにし、水質、土壌等の汚染に係る指針値を確定させること。

また、分析方法の確立や新たな知見に基づく見直しを行うとともに、汚染原因の究明や濃度低減等の対策についても具体的な方法を示すこと。

- (2) 都道府県が地域の実情に応じ、効果的に環境中のP F A Sの状況を把握するため、水質測定の実施体制を構築するにあたり、国において適切な財政措置を行うこと。

9 廃棄物処理施設の建設、維持管理、解体に係る財政支援制度の充実

【所管省庁 環境省】

- (1) 市町村による廃棄物処理施設の計画的な整備推進のため、循環型社会形成推進交付金の必要額の確保等の財政支援を行うこと。

- (2) 循環型社会形成推進交付金の交付対象とならない旧焼却施設や焼却関連施設、し尿処理施設等の解体費用について、補助対象に加えること又は新たな補助制度を設けること。

1 0 安定型最終処分場の規制強化

【所管省庁 環境省】

- (1) 安定型最終処分場に埋立可能な廃棄物の種類を見直すこと。
- (2) 安定型最終処分場の構造基準を強化すること。
- (3) 稼働中や閉鎖後の安定型最終処分場に必要な改善措置が講じられるよう、財政支援を行うこと。

1 1 産業廃棄物処分業における経理的基礎に係る基準の厳格化及び積立金制度の創設

【所管省庁 環境省】

経理的基礎の判断基準をより厳格かつ具体的に定める、積立金制度を創設する等により、産業廃棄物処理業者による不適正処理事案の改善措置を事業者自身が確実に実施することができるよう担保すること。

1 2 P C B廃棄物の早期処理に向けた取組の強化

【所管省庁 環境省】

- (1) 低濃度P C B廃棄物の確実な期限内処理のため、事業者等が行う濃度分析、無害化処理認定施設等への運搬及び処分にかかる費用負担軽減への支援内容の充実を図るとともに、処分期限や支援内容について積極的な広報・啓発活動を行うこと。
- (2) 使用中の低濃度P C B使用製品に係る使用廃止期限の設定等、処理促進に資する措置を講じること。

1 3 海岸漂着物等対策の推進

【所管省庁 環境省】

- (1) 地方公共団体が実施する海洋ごみ（漂着・漂流・海底ごみ）に係る対策について、十分な予算を確保するとともに、適切な財政支援を行うこと。また、地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）を地方公共団体が効果的に活用できるよう、補助対象とする事業の要件等を明確に示すこと。
- (2) 海洋ごみやマイクロプラスチックに係る実態調査を継続的に実施し、その結果を基に効果的な発生抑制対策を実施すること。
- (3) 福岡県をはじめとする日本海側の沿岸部には、周辺国からの漂着ごみが繰り返し漂着していることから、関係国との国際連携・協力を強化し発生抑制対策を実施すること。
- (4) 大阪ブルー・オーシャン・ビジョンやG7広島サミットコミュニケ等の国際合意を背景に地方公共団体へ海岸漂着物等の実態調査や発生抑制対策等の取組を求める場合には、取組内容を明確にした上で、当該取組の推進に要する調査経費等の負担について適切に措置すること。

1 4 漁場のゴミ処理及び海底の堆積物処理対策の推進（再掲）

【所管省庁 農林水産省、環境省】

漁場へのゴミの流入抑制対策や漂流ゴミ等の回収・処理に対する予算の確保・充実に努めるとともに、海底の堆積物や土砂の処理について、緊急に対応できるような事業を構築すること。

1 5 浄化槽による汚水処理の推進

【所管省庁 環境省】

- (1) 汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換についての取組を推進するため、汲み取り便槽の撤去費等について、更なる財政支援を行うこと。
- (2) 浄化槽整備事業の推進のため、新築及び既存家屋への浄化槽設置に対する財政支援のあり方の見直しを行うこと。
- (3) 浄化槽の適正な維持管理の推進のため、少人数高齢世帯における維持管理について、助成制度の拡充など更なる負担軽減のための制度の見直しを行うこと。
- (4) 都道府県が行う浄化槽台帳の整備に関する財政支援について、継続して行うこと。

1 6 特定外来生物の防除の推進

【所管省庁 環境省】

- (1) 特定外来生物の国内への侵入は、生態系、人の生命・身体及び農林水産業に甚大な影響を与えることから、国内への侵入を確実に阻止するとともに、国内への定着防止を図ること。
- (2) 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」改正により、地方公共団体は国内に定着が確認された特定外来生物の防除の責務を新たに負うことになったことから、これまで防除の責務を第一義的に負っていた国は地方公共団体が実施する防除に必要な費用について十分な予算措置を継続的に講じていくこと。
- (3) 防除対象種の繁殖期や生態を踏まえ、地方公共団体が効果的・効率的な防除が実施できるよう国の交付金事務の迅速化及び柔軟な運用を図ること。
- (4) 国は、地方公共団体が効果的に特定外来生物防除を行えるよう適切な助言を行うとともに、防除対象となる特定外来生物が複数の都道府県にまたがって生息している場合には都道府県間の広域連携を積極的に支援すること。

1 7 自然公園等整備事業（自然環境整備交付金）の拡充

【所管省庁 環境省】

- (1) 開設から半世紀を迎える長距離自然歩道について、人と自然の共生を考える「公共財」として、国際的な気候変動や生物多様性の危機など、今日的意義と課題を踏まえ、長距離自然歩道へのアクセスをさらに促進するハード、ソフト両面の整備を進めるため交付金の対象範囲を拡充すること。
- (2) 自然歩道は、生物多様性主流化（ネイチャーポジティブ経済への移行）を目指し、自然環境や生物多様性を保全回復することの重要性を伝える（人と自然の繋がりを再構築する）有効な体験機会を提供することができるツールであり、早急な再整備が必要である。自然環境整備計画に則り、計画的に事業実施ができるよう、交付金の十分な予算措置と配分を行うこと。

1 8 安価で安定的な、環境にも配慮したエネルギー供給体制の構築（再掲）

【所管省庁 経済産業省（資源エネルギー庁）、環境省】

- (1) 安価で安定的なエネルギーの需給の実現に向けて、取組を強化すること。
- (2) 再生可能エネルギーやコージェネレーションなどの更なる普及促進を図るため、設備導入への支援等を継続すること。

1 9 太陽光パネルリサイクル等に対する制度創設

【所管省庁 環境省】

使用済み太陽光パネルの適切な回収及びリサイクルを推進するため、法整備を含めた対策を実施すること。

2 0 地方公共団体における食品ロス削減推進計画に係る支援強化

【所管省庁 環境省】

- (1) 食品ロス量の把握のために地方公共団体が継続的に実施することが必要となる一般廃棄物の組成調査に対する支援事業の拡充を図ること。
- (2) 食品ロス削減の推進に関する基本的な方針の進捗管理のために国が実施する調査について、地方公共団体へのデータ提供を念頭に置いて実施すること。

2 1 プラスチック資源循環に係る支援強化

【所管省庁 環境省】

- (1) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づき、市町村が実施するプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化に関して、更なる財政的支援・技術的支援を講じること。
- (2) 事業者によるプラスチック使用製品の回収・再資源化等のための技術開発及び施設整備への支援を拡充すること。

2 2 地方におけるワンヘルスの普及・啓発に関する取組への支援（再掲）

【所管省庁 内閣府（地方創生）、厚生労働省、農林水産省、環境省】

ワンヘルスを広く普及・啓発するため、都道府県が、医師会、獣医師会等と連携して行う啓発イベントなどの取組に対する支援を行うこと。

■環境省（原子力規制庁）

1 東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえた原子力災害対策（再掲）

【所管省庁 内閣府（原子力防災）、環境省（原子力規制庁）】

- （１）原子力発電所の周辺自治体が講じるべき対策のうち、船舶に対する避難退域時検査等、具体的な実施方法が示されていない部分を早急に明らかにすること。
- （２）令和６年能登半島地震の発生を踏まえ、孤立地域において屋内退避や一時移転等の防護措置を行う場合の具体的な実施方法を明らかにすること。
- （３）避難用バスの運転手確保等、自治体が直面する困難な課題の解決を図るため、国として主体的に具体的な支援を行うこと。
- （４）自治体を実施する原子力災害対策について、国の交付金等により全額財政措置するとともに、その使途の拡充及び弾力的な運用を図ること。

2 東京電力福島第一原子力発電所事故対応と原子力発電所の安全対策（再掲）

【所管省庁 内閣府（原子力防災）、経済産業省（資源エネルギー庁）、環境省（原子力規制庁）】

- （１）原子力発電所の安全性については、国が責任をもって確認・確保し、電力事業者とともに国民に対し、その安全性やエネルギー政策上の必要性等について十分な説明を行い、理解を得ていくこと。
- （２）原子力規制委員会は、新規制基準及び新たに導入される高経年化した原子炉に関する認可制度に基づき、国民の期待に応えるべくしっかり規制・審査するとともに、原子力規制検査制度の実効性を高めること。

3 放射線モニタリング体制の強化

【所管省庁 環境省（原子力規制庁）】

- （１）地域の特性を踏まえ、都道府県が必要と判断する放射線モニタリング体制の構築については、UPZ内の地域はもとより、UPZ外の地域についても国において適切な財政措置を行うこと。
- （２）UPZ内の放射線モニタリング体制についても、現在の体制を後退させることがないよう、国において財政措置を継続して行うこと。

■防衛省

1 佐賀空港へのオスプレイ等の配備計画

【所管省庁 防衛省】

佐賀空港への自衛隊のオスプレイ等の配備計画について、今後、以下の事項をはじめ、具体的な運用方法や本県への影響及び影響が生じた場合の対応を明らかにするとともに、本県に対し速やかに説明すること。

また、関係する自治体や関係者に対しても、直接説明するなど適切に対応すること。

- (1) 本県内での飛行頻度と飛行時間
- (2) 本県内のオスプレイ等の飛行経路における高度と騒音の程度
- (3) オスプレイ等の飛行に伴う本県内の畜産などの農業やノリ養殖などの漁業をはじめとする地域産業に対する影響及び影響が生じた場合の対応

■国家公安委員会

1 暴力団壊滅に向けた取組の推進（再掲）

【所管省庁 国家公安委員会、警察庁、法務省、文部科学省（文化庁）】

- (1) 暴力団組織から離脱した者に対する社会復帰対策を強化すること。
 - ① 就労支援に関する広域連携協定を全国に拡大させること。
 - ② 離脱した者を雇用する事業者に対する給付金の支給や身元保証制度の導入を行うこと。
- (2) 暴力団対策として街頭防犯カメラを設置する自治体への財政支援を行うこと。
- (3) 資機材・車両等の整備強化のため、以下の措置を講じること。
 - ① 効果的・効率的な捜査活動に資する資機材・車両の整備を強化すること。
 - ② 万全な保護対策に資する資機材の整備を強化すること。
 - ③ 画像の鮮明化等の技術開発に対する支援を強化すること。
- (4) 特殊詐欺等の犯罪に悪用されている電子マネーを古物営業法の規制の対象とすること。
- (5) 宗教法人から暴力団を排除するため、宗教法人法に暴力団員等を排除する規定を追加すること。
- (6) 出入国管理行政と金融機関が連携した継続的顧客管理による犯行ツール対策を強化すること。

■警察庁

1 治安基盤の充実強化

【所管省庁 警察庁】

- (1) 無線警ら車等を整備し、警察活動基盤を充実強化すること。
- (2) 初動警察活動に従事する交番・駐在所勤務員等が使用する無線機の通話エリアを拡大するため、中継所（基地局）を増設すること。
- (3) 安全で快適な交通環境を実現すること。
- (4) 交通安全施設の充実整備及び効率的かつ計画的な更新を推進すること。
- (5) 水害等の大規模災害に強い車両を整備し、警察活動基盤を充実強化すること。

2 捜査基盤の充実強化

【所管省庁 警察庁】

- (1) 重要凶悪事件等における秘匿性を確保した迅速・的確な捜査を推進するための資機材（捜査用車両として軽自動車）の整備を図ること。
- (2) 機動捜査隊による災害対応に適した捜査用車両（4WD）の整備を図ること。
- (3) 現代の公判情勢に適応した客観証拠を確保するための資機材（書ききり型記録媒体）の整備を図ること。
- (4) 刑事手続IT化に伴うシステムや各種資機材の国費による整備を図ること。

3 暴力団壊滅に向けた取組の推進（再掲）

【所管省庁 国家公安委員会、警察庁、法務省、文部科学省（文化庁）】

- (1) 暴力団組織から離脱した者に対する社会復帰対策を強化すること。
 - ① 就労支援に関する広域連携協定を全国に拡大させること。
 - ② 離脱した者を雇用する事業者に対する給付金の支給や身元保証制度の導入を行うこと。
- (2) 暴力団対策として街頭防犯カメラを設置する自治体への財政支援を行うこと。
- (3) 資機材・車両等の整備強化のため、以下の措置を講じること。
 - ① 効果的・効率的な捜査活動に資する資機材・車両の整備を強化すること。
 - ② 万全な保護対策に資する資機材の整備を強化すること。
 - ③ 画像の鮮明化等の技術開発に対する支援を強化すること。
- (4) 特殊詐欺等の犯罪に悪用されている電子マネーを古物営業法の規制の対象とすること。
- (5) 宗教法人から暴力団を排除するため、宗教法人法に暴力団員等を排除する規定を追加すること。
- (6) 出入国管理行政と金融機関が連携した継続的顧客管理による犯行ツール対策を強化すること。

4 警察業務のデジタル化施策推進への支援（再掲）

【所管省庁 警察庁、デジタル庁】

- (1) 警察業務のデジタル化施策を推進する上で、多額の費用を要する「県民の利便性や業務の合理化・高度化に資する各種システムの導入経費」や「デジタル基盤構築に必要なパソコン等機器の整備経費」などに対し、国庫補助金や交付金により財政的支援を行うこと。
- (2) 部内向け業務に関するデジタル化施策に対し、技術的支援や補助金による財政的支援を行うこと。
- (3) 生成AI等先端技術の活用を推進するため、全国的な展開が見込まれる技術に対して、国が必要な財政措置を行うこと。

5 ヘリコプターテレビシステムの整備

【所管省庁 警察庁】

減耗更新時のヘリコプターテレビシステムを整備すること。

6 犯罪被害者支援の推進（再掲）

【所管省庁 法務省、警察庁】

- (1) 犯罪被害者が迅速かつ確実に損害の賠償を受けられるよう、以下のとおり、損害回復の実効性を確保するための必要な措置をとること。
 - ① 損害賠償請求権について、消滅時効期間を伸長すること。
 - ② 再提訴時の申立手数料について、損害賠償請求命令制度（申立手数料は一律 2,000 円）のように、低廉で定額の申立手数料とすること。
 - ③ 国が犯罪被害者による強制執行を代行する制度や、国が加害者に代わって被害者へ賠償金を支払い、追って加害者へ求償する制度等の創設を検討すること。
- (2) 犯罪被害給付制度における給付金の申請から裁定までに要する期間を短縮すること。

7 子どもを事件・事故から守る対策の充実（再掲）

【所管省庁 内閣府（こども家庭庁）、警察庁、総務省、文部科学省】

国の「登下校防犯プラン」で平成 30 年度及び令和元年度に予算措置された、通学路における防犯カメラ設置への財政支援を復活させること。

8 ストーカー対策の強化

【所管省庁 警察庁】

ストーカー加害者の更生に係る精神医学的見地からの治療プログラムを確立すること。